

(様式3)

(調書)

# 自己点検・評価書

平成27年5月

崇城大学薬学部



## ■薬科大学・薬学部（薬学科）の正式名称

崇城大学 薬学部 薬学科

## ■所在地

〒860-0082 熊本県熊本市西区池田 4-22-1

## ■大学の建学の精神および大学または学部の理念

本学の建学の精神

1. 近代文明を築くものは科学技術と完成の世界であることは言をまたない。大志を抱き、本学に集い学ぶ者、真理を探究し、一専門家を目指すに甘んずることなく、文化の担当たる栄光を担うとともにその責務を忘れてはならない。
1. 科学の発展と芸術の創造は、古来より脈動する人間精神に基づく。  
本学の教育にあっては、科学と芸術の背後にある精神文化の存在を忘れず、広い世界観の樹立に努めなければならない。
1. 現代、科学技術は、長足の進歩をとげる半面、細分化され、人間疎外等の憂いを起こすおそれなきにしもあらず。ここにおいて、われら先端的な学術修練を志す者、美の世界を追求する者は、人間関係を重視し、生命を尊重する道義を体しなければならない。これらと倫理の融合こそ建学の基本である。
1. 本学は自由と創造を重んずる私学である。時代を開く新鮮な主体性が必要で、和の学園である。「和して同ぜず」とあるが如く、調和こそ真の和合で始めて秩序が確立する。
1. 本学は産学提携により「知の基地」として新実学を形成し、芸術を含め、地域社会における文化の府となり、世界の平和に寄与しなければならない、われら教職員学生一同「崇城大学運命共同体」でなければならない。
1. 校名の示すとおり、政治文化の中心たる城の中に在って、伝統を継承し大業を崇し、人より崇められるが如き存在感を持ち、以て社会の立て役者として努めなければならない。

本薬学部の理念

薬と医療に関する高度な専門性と豊かな人間性を有する人材を育成するとともに、医療の進展、人類の健康な生活と福祉の向上に貢献する。

# 目 次

『教育研究上の目的』	1
<b>1 教育研究上の目的</b>	
[現状]	1
[点検・評価]	3
[改善計画]	3
『薬学教育カリキュラム』	4
<b>2 カリキュラム編成</b>	
[現状]	4
[点検・評価]	8
[改善計画]	8
<b>3 医療人教育の基本的内容</b>	
[現状]	9
[点検・評価]	23
[改善計画]	23
<b>4 薬学専門教育の内容</b>	
[現状]	24
[点検・評価]	30
[改善計画]	30
<b>5 実務実習</b>	
[現状]	31
[点検・評価]	44
[改善計画]	44
<b>6 問題解決能力の醸成のための教育</b>	
[現状]	45
[点検・評価]	50
[改善計画]	50
『学生』	51
<b>7 学生の受入</b>	
[現状]	51
[点検・評価]	56
[改善計画]	56

<b>8 成績評価・進級・学士課程修了認定</b>	
[現状]	57
[点検・評価]	64
[改善計画]	64
<b>9 学生の支援</b>	
[現状]	65
[点検・評価]	74
[改善計画]	74
『教員組織・職員組織』	75
<b>10 教員組織・職員組織</b>	
[現状]	75
[点検・評価]	85
[改善計画]	85
『学習環境』	86
<b>11 学習環境</b>	
[現状]	86
[点検・評価]	89
[改善計画]	89
『外部対応』	90
<b>12 社会との連携</b>	
[現状]	90
[点検・評価]	95
[改善計画]	95
『点検』	96
<b>13 自己点検・評価</b>	
[現状]	96
[点検・評価]	98
[改善計画]	98

## 『教育研究上の目的』

### 1 教育研究上の目的

#### 【基準 1-1】

薬学教育プログラムにおける教育研究上の目的が、大学または学部の理念ならびに薬剤師養成教育に課せられた基本的な使命を踏まえて設定され、公表されていること。

【観点 1-1-1】教育研究上の目的が、大学または学部の理念ならびに薬剤師養成教育に課せられた基本的な使命を踏まえて設定されていること。

【観点 1-1-2】教育研究上の目的が、医療を取り巻く環境、薬剤師に対する社会のニーズを適確に反映したものとなっていること。

【観点 1-1-3】教育研究上の目的が、学則等で規定され、教職員および学生に周知されていること。

【観点 1-1-4】教育研究上の目的が、ホームページなどで広く社会に公表されていること。

【観点 1-1-5】教育研究上の目的について、定期的に検証するよう努めていること。

#### [現状]

高齢化社会の到来、疾病の多様化に加え、医療の高度・専門化、医療構造の変革が進む中、薬の専門家として医薬品の適正使用や安全管理を図る薬剤師の使命は大きな広がりを見せている。特に、臨床現場で他の医療スタッフとともに患者を中心としたチーム医療に取り組む薬剤師に社会は大きな期待を寄せている。すなわち、薬剤師には、基礎的な知識・技術はもちろんのこと、高い倫理観、医療人としての教養、医療現場で通用する実践力など、医療スタッフとしての資質の一層の向上が要求されていると言える。これらの社会的要請に応えることが薬剤師養成教育の基本的な使命である。また、本薬学部は「薬と医療に関する高度な専門性と豊かな人間性を有する人材を育成するとともに、医療の進展、人類の健康な生活と福祉の向上に貢献する」という理念を掲げ教育・研究に取り組んでいる。

観点1-1-1に関して:「医療の高度化に対応できる臨床能力に優れた薬剤師を養成し、人類の健康の維持と疾患の治療に役立つ生命科学研究を行う」という本薬学部の教育研究上の目的は、上記、薬剤師養成教育に課せられた基本的な使命および本薬学部の理念を的確に反映している(根拠資料1-1-①:薬学部ホームページ <http://www.ph.sojo-u.ac.jp/education/policy.html>)。従って、本観点は満たされている。

観点1-1-2に関して:高齢化社会の到来、疾病の多様化、医療の高度・専門化が進む中、薬剤師にはこのような医療環境およびその変化に対応できる知識・技能(専門性)が必要である。薬剤師はその専門性を十分に活用し、問題を発見・解決し、医療を提供する必要がある。さらに、患者志向の医療を提供するためには、豊かな人間性と倫理観も求められる。本薬学部の教育研究上の目的は、このような医

療環境、社会的要請を的確に反映したものになっている。従って、本観点は満たされている（根拠資料 1-1-①：薬学部ホームページ <http://www.ph.sojo-u.ac.jp/education/policy.html>）。

観点 1-1-3 に関して：本薬学部では、前記の教育研究上の目的は、年度始めに周知されている。その内容を、教職員にはメールによって配信し、学生にはオリエンテーション時に印刷物として配布した上で説明している（根拠資料 1-1-②：宮本教授配信メール<教育研究上の目的と 3 つのポリシーの確認のお願い>、根拠資料 1-1-③：オリエンテーション資料<教職員並びに学生の皆さんへ>）。学則第 3 条に各学部の「人材の養成に関する目的および教育研究上の目的」が記載されているが（根拠資料 1-1-④：学生便覧 p.137）、本学は総合大学であるため、その記載方法や表現は全学に合わせる必要があり、文言などが前記のものと多少異なっている。そこで、学則記載の目的を前記のものに合わせるよう、大学事務局に働きかける必要がある。従って、本観点は概ね満たされている。

観点 1-1-4 に関して：教育研究上の目的は薬学部ホームページ上に掲載され、広く社会に公表されている（根拠資料 1-1-①：薬学部ホームページ <http://www.ph.sojo-u.ac.jp/education/policy.html>）。従って、本観点は満たされている。

観点 1-1-5 に関して：教育研究上の目的が、医療環境や社会情勢の変化に速やかに対応できるように、教務委員会による検証を年に 1 回程度行っている（根拠資料 1-1-⑤：平成 26 年度第 1 回教務委員会議事録、根拠資料 1-1-⑥：第 122 回教授会議事要録）。検証により見直しが必要となる場合は、その内容を教授会で討議し、承認を得る体制となっている。従って、本観点は満たされている。

## 『教育研究上の目的』

### 1 教育研究上の目的

#### [点検・評価]

本項目の基準は満たされている。特記事項は以下のとおりである。

- ・教育研究上の目的が、医療環境や社会情勢の変化に対応できるように、教務委員会や教授会を通じて定期的に検証され、見直される体制が確立している。【基準1-1】

#### [改善計画]

- ・現時点で早急に改善計画を立案する必要がある項目はないと考える。しかしながら、学則記載の目的の表現が前記の薬学部の目的に一致するよう、大学事務局に働きかける。



## 『薬学教育カリキュラム』

### 2 カリキュラム編成

#### 【基準 2-1】

教育研究上の目的に基づいて教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）が設定され、公表されていること。

【観点 2-1-1】教育研究上の目的に基づいて教育課程の編成・実施の方針が設定されていること。

【観点 2-1-2】教育課程の編成・実施の方針を設定するための責任ある体制がとられていること。

【観点 2-1-3】教育課程の編成・実施の方針が、教職員および学生に周知されていること。

【観点 2-1-4】教育課程の編成・実施の方針が、ホームページなどで広く社会に公表されていること。

#### [現状]

観点2-1-1に関して：本薬学部では、教育研究上の目的である「医療の高度化に対応できる臨床能力に優れた薬剤師を養成し、人類の健康の維持と疾患の治療に役立つ生命科学研究を行う」に対応して、以下に示す4つのカリキュラム・ポリシーを明文化している（根拠資料2-1-①：薬学部ホームページ

<http://www.ph.sojo-u.ac.jp/education/policy.html>、根拠資料2-1-②：崇城大学ホームページ <http://www.sojo-u.ac.jp/faculty/department/pharmaceutical/policy.html>）。

従って、本観点は満たされている。

1. 人間性・倫理観を養うために、教養・倫理教育を継続的に実施します。
2. 高度な医療と健康増進、公衆衛生の向上に対応できる能力を養うために、医療系科目を充実させます。
3. 問題発見・解決能力を養うために、PBL（Problem Based Learning）学習、実習および卒業研究を充実させます。
4. 学習成果基盤型教育（Outcome Based Education）に基づいて、効果的な学習ができるように科目を編成します。

観点2-1-2に関して：本薬学部では、教務委員会において、年に1回程度カリキュラム・ポリシーの改訂に関する議論を行っており、改訂の必要がある場合には、改訂案を教授会に諮り、協議の上で承認を得る体制となっている（根拠資料2-1-③：平成26年度第1回教務委員会議事録、根拠資料2-1-④：第122回教授会議事要録、根拠資料2-1-⑤：薬学部FD＜平成27年度からの薬学教育モデル・コアカリキュラム（平成25年度改訂版）実施に向けて＞、根拠資料2-1-⑥：第128回教授会議事要録）。従って、本観点は満たされている。

観点2-1-3に関して：本薬学部では、前記のカリキュラム・ポリシーは、年度始めに周知されている。その内容を、専任の教職員に対してはメール配信によって、

ならびに、学生に対しては各学年の担任教員が行うオリエンテーション時に印刷物として配布した上で説明している（根拠資料 2-1-⑦：宮本教授配信メール＜教育研究上の目的と 3 つのポリシーの確認のお願い＞、根拠資料 2-1-⑧：オリエンテーション資料＜教職員並びに学生の皆さんへ＞）。しかしながら、学生便覧等の冊子体にはカリキュラム・ポリシーが記載されていない。これは、その記載の有無を大学の統一様式に合わせたためである。そこで今後は、カリキュラム・ポリシーの冊子体への収載を大学事務局に働きかける必要がある。従って、本観点は概ね満たされている。

観点 2-1-4 に関して：カリキュラム・ポリシーは薬学部ならびに本学ホームページ上に掲載され、広く社会に公表されている（根拠資料 2-1-①：薬学部ホームページ <http://www.ph.sojo-u.ac.jp/education/policy.html>、根拠資料 2-1-②：崇城大学ホームページ <http://www.sojo-u.ac.jp/faculty/department/pharmaceutical/policy.html>）。従って、本観点は満たされている。

**【基準 2-2】**

薬学教育カリキュラムが、教育課程の編成・実施の方針に基づいて構築されていること。

【観点 2-2-1】薬学教育カリキュラムが教育課程の編成・実施の方針に基づいて編成されていること。

【観点 2-2-2】薬学教育カリキュラムが薬学共用試験や薬剤師国家試験の合格のみを目指した教育に過度に偏っていないこと。

【観点 2-2-3】薬学教育カリキュラムの構築と必要に応じた変更を速やかに行う体制が整備され、機能していること。

**[現状]**

観点2-2-1に関して：本薬学部の薬学教育カリキュラムは、観点2-1-1に記した4つのカリキュラム・ポリシーに基づいて編成されている（基礎資料4、根拠資料：時間割表（1年分）、根拠資料2-2-①：学生便覧 pp.57-60）。すなわち、（1）人間性の涵養に関わる教養科目を1、2年次に配置していることに加え、専門課程のほぼ全学年にわたって倫理教育に関する授業科目を連続的に配置している。また、（2）医療系科目が専門科目全体の約3分の1を占め、薬理学、薬物動態学、臨床検査学、薬物投与設計学、薬物治療学の単位数を充実させている。また、内容についても、現役の医療従事者から最新の医薬知識や技術を学ぶ機会を多く設けている。（3）倫理に関わる授業科目や実習科目に学生を主体とした少人数グループによる授業形式を積極的に取り入れることによって、また、卒業論文実習を4年次から開始することによって、議論、考察、発表、討論を通じた問題発見・解決能力を育む機会を多く設けている。なお、（4）上記の科目を含む各専門科目は、学習成果基盤型教育に基づき、本薬学部が掲げる薬剤師に必要とされる基本的資質に対応づけながら、カリキュラムに組み込まれている（基礎資料4）。従って、本観点は満たされている。

観点2-2-2に関して：薬学共用試験や薬剤師国家試験に対応する意味合いを含む必修科目の総単位数は10単位であり（「薬学演習Ⅰ」（4年次、1単位）、「薬学演習Ⅱ」（4年次、2単位）、「総合薬学演習Ⅰ」（5年次、1単位）および「総合薬学演習Ⅲ」（6年次、6単位））、卒業要件単位（192単位）に占める割合は5%程度である（根拠資料2-2-①：学生便覧 pp.57-60）。なお、上記の科目に対応する旧カリキュラムの必修科目の総単位数は6単位であり（「総合薬学演習Ⅰ」（3年次、1単位）、「総合薬学演習Ⅱ」（4年次、2単位）、総合薬学演習Ⅲ（6年次、3単位））、卒業要件単位（194単位）に占める割合は3%程度である（根拠資料2-2-②：薬学部薬学科カリキュラム新旧対照表）。つまり、新、旧カリキュラムにおける当該科目の占める割合は極めて低く、本薬学部のカリキュラム編成は観点にある試験の合格を目指した教育に偏重していない。従って、本観点は満たされている。

観点 2-2-3 に関して：本薬学部には、学部の教育全般に関わる事案の企画立案と実施のための機関として教務委員会が設置されていると共に、同委員会内にカリキュラム検討ワーキンググループ（WG）が設置されている。カリキュラムの検討、企画、変更に関して、大規模あるいは重要な案件は同 WG が対応し、小規模あるいは単純な案件は教務委員長あるいは学科長が対応し、教務委員会を経るなどして教授会に諮られる。このような体制の下、平成 26 年度は、平成 27 年度から施行される改訂モデル・コアカリキュラムへの本薬学部の対応について協議した。すなわち、WG の提案をたたき台として、教務委員会等が主催する薬学部 FD において改訂モデル・コアカリキュラムの概要説明とともに議論を進め、教授会で協議した（根拠資料 2-2-③：教務委員会カリキュラム検討ワーキンググループ作成資料＜順次性のあるラセン型カリキュラムに関して＞、根拠資料 2-2-④：薬学部事務配信メール＜崇城大学薬学部 FD 開催のお知らせ＞、根拠資料 2-2-⑤：薬学部 FD＜平成 27 年度からの薬学教育モデル・コアカリキュラム（平成 25 年度改訂版）実施に向けて＞、根拠資料 2-2-⑥：第 128 回教授会議事要録）。従って、本観点は満たされている。

## 『薬学教育カリキュラム』

### 2 カリキュラム編成

#### [点検・評価]

本項目の各基準は満たされている。特記事項は以下のとおりである。

- ・4項目のカリキュラム・ポリシーが、教育研究上の目的の下に、規定、明文化されている。改訂を要する場合には、教務委員会および教授会を通じて協議、承認される体制を整えている。【基準2-1】
- ・授業科目はカリキュラム・ポリシーに基づいて策定されている。国家試験の受験準備教育の意味合いを含む科目の総単位数の割合は、卒業要件単位数に対して高々5%程度であり、本薬学部のカリキュラム編成は試験の合格を目指した教育に偏重していない。カリキュラムの改訂に関わる事案は、教務委員会や教授会等によって協議される体制が確立されており、平成26年度は改訂モデル・コアカリキュラムへの対応を協議した。【基準2-2】

#### [改善計画]

- ・現時点で早急に改善計画を立案する必要がある項目はないと考える。しかしながら、カリキュラム・ポリシーの冊子体への収載を大学事務局に働きかけ、これを配布することによっても、その内容が学生ならびに教職員に周知されるように努める。

### 3 医療人教育の基本的内容

#### (3-1) ヒューマニズム教育・医療倫理教育

##### 【基準 3-1-1】

医療人としての薬剤師となることを自覚し、共感的態度および人との信頼関係を醸成する態度を身につけるための教育が体系的かつ効果的に行われていること。

【観点 3-1-1-1】 医療人として生命に関わる薬学専門家に相応しい行動を身につけるための教育が体系的に行われていること。

【観点 3-1-1-2】 医療全般を概観し、薬剤師としての倫理観、使命感、職業観を醸成する教育が効果的な学習方法を用いて行われていること。

【観点 3-1-1-3】 医療人として、患者や医療提供者の心理、立場、環境を理解し、相互の信頼関係を構築するために必要な教育が効果的な学習方法を用いて行われていること。

【観点 3-1-1-4】 ヒューマニズム教育・医療倫理教育において、目標達成度を評価するための指標が設定され、それに基づいて適切に評価されていること。

【観点 3-1-1-5】 単位数は、(3-2)～(3-5)と合わせて、卒業要件の1/5以上に設定されていることが望ましい。

##### [現状]

観点3-1-1-1に関して：本薬学部では、「患者・他の医療職から信頼される、薬剤師に相応しい高い使命感、責任感、倫理観ならびにコミュニケーション能力を身につける」ための資質を養成することを目的に、ヒューマニズム・医療倫理に関する講義や実習を、以下に記すようにほぼ全学年にわたって体系的にカリキュラムに組み込んでいる（基礎資料4、根拠資料：時間割表（1年分））。具体的には、薬学の役割や薬剤師の社会的使命を概説する「薬学概論」（1年次）を、倫理観や職業観の芽生えを促す「早期体験学習」（1年次）および「生命倫理学」（1年次）に接続している。これらの1年次の学習内容は、他者との信頼関係を構築する方法や態度を学習する「コミュニケーション論」（2年次）および「看護福祉概論」（3年次）を学習するための基礎となる。さらにこれらの科目は、現実的な倫理症例問題を扱う「医薬倫理学」（4年次）、あるいは、患者・医療スタッフへの模擬対応、または模擬調剤を行う「実務実習事前学習」（4年次）に発展的に接続され、「病院・薬局実務実習」（5年次）を経験することによる、確かな倫理観、職業観、責任感の醸成につながってゆく。（基礎資料4）。従って、本観点は満たされている。

観点3-1-1-2に関して：「薬学概論」（1年次）（根拠資料：シラバス p.81）においては、薬害訴訟原告団の代表者や医薬品開発の業務経験を持つ学内教員などが、実体験に基づいて形成された倫理観や職業観を交えながら講義を行っているほか、「早期体験学習」（1年次）（根拠資料：シラバス p.83）では、学生が医療機関に訪問して医療業務従事者や患者と対話するなど、現場の雰囲気を感じてもらう機

会を提供している。また、「医薬倫理学」(4年次)(根拠資料:シラバス p.217)では、ケーススタディを取り入れ、グループ討論や発表を行うなどして、医療人に要求される倫理観、使命感、職業観が醸成される教育を行っている。従って、本観点は満たされている。

観点3-1-1-3に関して:「早期体験学習」(1年次)(根拠資料:シラバス p.83)では、地域の医療・介護施設や行政の協力のもと特徴的な臨地実習を実施している(根拠資料3-1-1-①:平成26年度早期体験学習報告書)。「コミュニケーション論」(2年次)(根拠資料:シラバス p.109)においては、座学によって患者心理の分析と理解方法を、および、ロールプレイによって好ましい傾聴の方法を学習する教育を行っている。「実務実習事前学習」(4年次)(根拠資料:シラバス pp.285-299)においては、臨床現場で活躍する薬剤師を講師として招聘し、チーム医療に不可欠な他の医療従事職との相互の信頼関係を構築するための知識及び態度を身につける教育を行っている。更には、車いす利用者の指導の下に車いす体験実習も行っており、障害を持った人達が建物や街でいかに生活しづらいかを経験させることによって、ノーマライゼーションの考え方を理解させる教育も行っている。従って、本観点は満たされている。

観点3-1-1-4に関して:「生命倫理学」(1年次)(根拠資料:シラバス p.78)、「早期体験学習」(1年次)(根拠資料:シラバス p.83)、「コミュニケーション論」(2年次)(根拠資料:シラバス p.109)、「看護福祉概論」(3年次)(根拠資料:シラバス p.168)、「医薬倫理学」(4年次)(根拠資料:シラバス p.217)において、ヒューマニズム・医療倫理の段階的醸成を図っている。例えば、「生命倫理学」では、倫理学の基礎的なテーマに対して個人の意見発表の場を設けて、その意見の根拠が倫理的視点を持っているかどうかを教官が評価している。また、「医薬倫理学」では、現実的な倫理症例問題を題材にして、スモールグループディスカッションを行い、討議内容、発表態度、最終報告書内容等に基づいてポイントを与え、定期試験の成績に反映させている。これらと同様の評価は関連する全ての科目で行われている。従って、本観点は満たされている。

観点3-1-1-5に関して:基準(3-1)に関わる授業科目は、「薬学概論」(1年次・1単位)、「早期体験学習」(1年次・1単位)、「生命倫理学」(1年次・1単位)、「コミュニケーション論」(2年次・1単位)、「看護福祉概論」(3年次・1単位)、「医薬倫理学」(4年次・1単位)、「実務実習事前学習」(4年次・計7単位)の計13単位である(根拠資料3-1-1-②:学生便覧 pp.57-60)。これらに加えて、(3-2)～(3-5)に関わる授業科目の単位数は計39単位である(根拠資料3-1-1-②:学生便覧 pp.57-60)。よって、以上に挙げた科目の合計単位数は52単位となり、卒業要件単位数である192単位の1/5である39単位を十分に上回っている(根拠資料3-1-1-②:学生便覧 pp.57-60、根拠資料3-1-1-③:学生便覧 p.26、表3-1-1)。従って、本観点は満たされている。

表 3-1-1 医療人教育の基本的内容に関わる授業科目

区分		開講年次	授業科目名	単位数	基準番号
総合教育	人間科学	1、2	(20科目から選択) *1	計 8 以上	(3-2)
	外国語	1、2	英語 I、II、III、IV	計 8	(3-2)
		1	選択外国語*2	2	(3-2)
専門基礎		1	薬学基礎数学	1	(3-3)
		1	薬学基礎数学演習	1	(3-3)
		1	薬学基礎物理学	1	(3-3)
		1	薬学基礎物理学演習	1	(3-3)
		1	薬学基礎化学	1	(3-3)
		1	薬学基礎化学演習	1	(3-3)
		1	薬学基礎生物学	2	(3-3)
専門課程		1	生命倫理学	1	(3-1)、(3-2)
		1	薬学概論	1	(3-1)、(3-5)
		1	早期体験学習	1	(3-1)、(3-2)、 (3-3)、(3-5)
		1	基礎情報処理演習	1	(3-3)
		2	コミュニケーション論	1	(3-1)、(3-2)
		3	看護福祉概論	1	(3-1)、(3-2)
		3	基礎科学英語	1	(3-2)
		3	医薬品安全性学 I	2	(3-4)
		3	医薬品安全性学 II	1	(3-4)
		4	医薬倫理学	1	(3-1)
		4	薬学英語	1	(3-2)
		4	血清製剤学*2	1	(3-4)
		4	創薬概論	1	(3-4)
		4	薬剤師業務概論	1	(3-4)、(3-5)
		4	薬事関連法規	1	(3-4)
		4	薬局管理学	1	(3-4)、(3-5)
		4	実務実習事前学習 I	2	(3-1)、(3-2)、 (3-5)
		4	実務実習事前学習 II	5	(3-1)、(3-2)、 (3-5)
		5	実用薬学英語*2	1	(3-2)
	6	医学英語*1	1	(3-2)	
総単位数*3				52	
卒業要件単位数 (卒業要件単位数の 1/5)				192 (39)	

\*1: 選択必修科目

\*2: 選択科目

\*3: 選択科目および選択必修科目の単位数を含む。



### (3-2) 教養教育・語学教育

#### 【基準 3-2-1】

見識ある人間としての基礎を築くために、人文科学、社会科学および自然科学などを広く学び、物事を多角的にみる能力および豊かな人間性・知性を養うための教育が行われていること。

【観点 3-2-1-1】薬学準備教育ガイドラインを参考にするなど、幅広い教養教育プログラムが提供されていること。

【観点 3-2-1-2】社会のニーズに応じた選択科目が用意され、時間割編成における配慮がなされていること。

【観点 3-2-1-3】薬学領域の学習と関連付けて履修できる体系的なカリキュラム編成が行われていることが望ましい。

#### [現状]

観点3-2-1-1に関して：本学では、本観点到該当する教養科目を、総合教育：人間科学分野に定めており、薬学部では「日本の文学Ⅰ、Ⅱ」（1年次、選択必修）、「人間と心理Ⅰ、Ⅱ」（2年次、選択必修）、「人間と教育Ⅰ、Ⅱ」（2年次、選択必修）、「歴史学と課題Ⅰ、Ⅱ」（1年次、選択必修）、「現代社会と法Ⅰ、Ⅱ」（1年次、選択必修）、「ベンチャー起業論Ⅰ、Ⅱ」（1年次、選択必修）、「環境科学Ⅰ、Ⅱ」（1年次、選択必修）、「生涯スポーツ教育Ⅰ、Ⅱ」（1年次、選択必修）、「健康・スポーツ科学理論」（1年次、選択必修）を提供している（根拠資料：シラバス pp.1-42、根拠資料：時間割表（1年分）、根拠資料3-2-1-①：学生便覧 pp.57-60）。従って、本観点是満たされている。

観点3-2-1-2に関して：本薬学部では、観点3-2-1-1に記したように、薬学準備教育ガイドラインに準拠した形で開講されている科目を選択必修科目として準備している。特に相互関連性の強い（ⅠとⅡに分割されている）教養科目の時間割編成については、当該科目をそれぞれ同一学年の前期と後期に割り当てた上で、同一曜日の同一時限に配置することによって、学生が継続的に履修して学べるように最大限配慮している（根拠資料：時間割表（1年分）、根拠資料3-2-1-①：学生便覧 pp.57-60）。従って、本観点是満たされている。

観点3-2-1-3に関して：本学で開講している教養科目のほとんどは、薬学部生のみならず他学部在籍する1、2年次学生も対象としている。このため、教養科目が必ずしも薬学領域の学習に関連づけて準備されている訳ではない。しかしながら、「環境科学Ⅰ、Ⅱ」（根拠資料：シラバス p.25）では、身近な環境問題のみならず人間の社会活動に起因する公害問題とその健康被害について広く学ぶ機会が提供されており、また「人間と心理Ⅰ、Ⅱ」（根拠資料：シラバス p.5）では、薬剤師が患者心理を推し量るための基礎的素養を学ぶことが可能であるなど、薬学分野との関連性が強い科目となっている。一方、ベンチャーマインドの育成とその実践を目指す「ベンチャー起業論Ⅰ、Ⅱ」（根拠資料：シラバス p.21）では、薬学部受講生

の一部に、経営者として薬学に携わる考えを持つ者、あるいはビジネスコンテストに出場して薬局業務補助アプリケーションを提案する者が現れるなど、薬学部生が将来医療関係者として社会に貢献するための自覚が芽生える科目となっている（根拠資料 3-2-1-②:ベンチャー起業論 I <受講生の感想> (抜粋)、根拠資料 3-2-1-③: 第 1 回 崇城大学 ビジネスプランコンテスト [http://www.sojo-u.ac.jp/news/topics/150126\\_005914.html](http://www.sojo-u.ac.jp/news/topics/150126_005914.html))。従って、本観点は概ね満たされている。

**【基準 3-2-2】**

相手の立場や意見を尊重した上で、自分の考えや意見を適切に表現するための基本的知識、技能および態度を修得するための教育が行われていること。

【観点 3-2-2-1】相手の話を傾聴し、共感するなど、コミュニケーションの基本的能力を身につけるための教育が行われていること。

【観点 3-2-2-2】聞き手および自分が必要とする情報を把握し、状況を的確に判断できる能力を醸成する教育が行われていること。

【観点 3-2-2-3】個人および集団の意見を整理して発表できる能力を醸成する教育が行われていること。

【観点 3-2-2-4】コミュニケーション能力および自己表現能力を身につけるための教育において、目標達成度を評価するための指標が設定され、それに基づいて適切に評価されていること。

**[現状]**

観点3-2-2-1に関して：「コミュニケーション論」(2年次)(根拠資料：シラバス p.109)において、医療の専門家として相手の立場、心理や環境を理解するために必要となるコミュニケーションの基本的知識、技能、態度を習得することができるように講義とロールプレイを行なっている。従って、本観点は満たされている。

観点3-2-2-2に関して：観点3-2-2-1に記す「コミュニケーション論」に加えて、「実務実習事前学習」(4年次)(根拠資料：シラバス pp.285-299)では、小グループに分かれて基本的な疾患の症例について病態、診断、臨床検査値、治療法や薬物療法などを調査・解析し、その内容をもとに患者に対応するというロールプレイ方式での発表を行っている。このため、患者の質問の意図を理解する能力や、薬剤師(実習生)として意見をわかりやすく相手に伝える表現力が養われるものとなっている。従って、本観点は満たされている。

観点3-2-2-3に関して：「生命倫理学」(1年次)(根拠資料：シラバス p.78)、「早期体験学習」(1年次)(根拠資料：シラバス p.83)、「コミュニケーション論」(2年次)(根拠資料：シラバス p.109)、「看護福祉概論」(3年次)(根拠資料：シラバス p.168)、「基礎科学英語」(3年次)(根拠資料：シラバス p.170)、「医薬倫理学」(4年次)(根拠資料：シラバス pp.217)、および「実務実習事前学習」(4年次)(根拠資料：シラバス pp.285-299)においては、各課題に対して個人の意見を整理して発表したり、あるいは、スモールグループディスカッションによってまとめた意見を発表する機会が多く設けられている。以上に挙げたほとんどの科目が必修科目として全学年にわたり提供されている。このため学生は、グループディスカッションやロールプレイを繰り返し経験することによって、個々人には多様な考え方があることを理解できるのみならず、自己の考えや意見を適切に表現する能力を身につけることができる。従って、本観点は満たされている。

観点3-2-2-4に関して：基準3-2-2に挙げた各科目では、自己表現能力を評価するための指標をシラバスに明記しており、それに基づいて評価を行っている。従って、本観点は満たされている。

**【基準 3-2-3】**

社会のグローバル化に対応するための国際的感覚を養うことを目的とした語学教育が行われていること。

- 【観点 3-2-3-1】 語学教育に、「読む」、「書く」、「聞く」、「話す」の要素を取り入れた授業科目が用意されていること。
- 【観点 3-2-3-2】 語学教育において、「読む」、「書く」、「聞く」、「話す」の要素を全て修得できるような時間割編成や履修指導に努めていること。
- 【観点 3-2-3-3】 医療現場で薬剤師に必要とされる語学力を身につけるための教育が行われるよう努めていること。
- 【観点 3-2-3-4】 医療の進歩・変革に対応するために必要とされる語学力を身につけるための教育が行われていることが望ましい。
- 【観点 3-2-3-5】 語学力を身につけるための教育が体系的に行われていることが望ましい。

**[現状]**

観点3-2-3-1に関して:本学は国際公用語である英語の教育を重視しているため、英語に関わる授業科目のほとんどを必修科目として提供している。一方、ドイツ語、中国語については選択外国語科目として提供している。特に重視している英語については、「英語Ⅰ、Ⅱ」(1年次)(根拠資料:シラバス pp.43-48)、「英語Ⅲ、Ⅳ」(2年次)(根拠資料:シラバス p.49-54)、「基礎科学英語」(3年次)(根拠資料:シラバス p.170)、「薬学英語」(4年次)(根拠資料:シラバス p.220)、「実用薬学英語」(5年次)(根拠資料:シラバス p.273)、「医学英語」(6年次)(根拠資料:シラバス追補資料)の8科目を用意している。上記の科目では、一般向けテキスト、科学読み物、医薬品添付文書、症例説明、学術論文、科学講演の録音、医療ドラマなどによって読み聞きした内容を、教員や学生との会話、ロールプレイ、発表あるいは作文によって、話したり、書いたりして表現することで定着させる教育方法を取り入れている(基礎資料5)。特に、1、2年次学生に提供している「英語Ⅰ、Ⅱ」および「英語Ⅲ、Ⅳ」(根拠資料:シラバス pp.43-54)では、SILC(Sojo International Learning Center)に所属する、英語を母国語とする専任教員の下に、30人程度の習熟度別クラスを5クラス編成することによって、本観点にある4つの語学要素が学習できる環境を整えている(根拠資料3-2-3-①:平成26年度英語Ⅰ授業クラス編成表、3-2-3-②:平成26年度英語Ⅲ授業クラス編成表)。従って、本観点は満たされている。

観点3-2-3-2に関して:学生が無理なく受講できるように、英語科目を半期に1科目割り当てるように配慮している。さらに、1年次から4年次では、観点3-2-3-1に記された全ての語学要素の提供に努めた上で、全英語科目を必修化することによって、学生が漏れなく履修できる体制を整えている(根拠資料:時間割表(1年分)、根拠資料3-2-3-③:学生便覧 pp.57-60)。従って、本観点は満たされて

いる。

観点3-2-3-3に関して：「薬学英语」（4年次）（根拠資料：シラバス p.220）では、観点3-2-3-1に記された学習方法を用いながら、医療現場の薬剤師が日常的に使用する基本的な英語を身につける機会を提供している。従って、本観点は満たされている。

観点3-2-3-4に関して：「実用薬学英语」（5年次）（根拠資料：シラバス p.273）と「医学英語」（6年次）（根拠資料：シラバス追補資料）では、「薬学英语」（4年次）で身につけた英語力をさらに発展させるために、観点3-2-3-1に記された学習方法を用いながら、英語論文を教材として利用するなどして、より専門性の高い医療分野の英語が身につくように努めている。従って、本観点は満たされている。

観点3-2-3-5に関して：「英語Ⅰ、Ⅱ」（1年次）および「英語Ⅲ、Ⅳ」（2年次）では、学生各人の英語力に合わせた習熟度別小規模クラス（30人程度）を5クラス編成して、日常英語が無理なく修得できる教育を行っている（根拠資料3-2-3-①：平成26年度英語Ⅰ授業クラス編成表、根拠資料3-2-3-②：平成26年度英語Ⅲ授業クラス編成表）。この上で、「基礎科学英語」（3年次）、および「薬学英语」（4年次）では、臨床で使われる基本的な英語が、さらに「実用薬学英语」（5年次）、および「医学英語」（6年次）では、より専門性の高い英語が学習できるようにカリキュラムを編成している（基礎資料4、根拠資料3-2-3-③：学生便覧 pp57-60）。従って、本観点は満たされている。

### (3-3) 薬学専門教育の実施に向けた準備教育

#### 【基準 3-3-1】

薬学専門教育を効果的に履修するために必要な教育プログラムが適切に準備されていること。

【観点 3-3-1-1】 学生の入学までの学修歴等を考慮した教育プログラムが適切に準備されていること。

#### [現状]

観点3-3-1-1に関して:薬学専門教育を効果的に履修することができるように、本薬学部では表3-3-1に示す準備教育科目を設定している(基礎資料4、根拠資料3-3-1-①:学生便覧 pp.57-60)。表3-3-1に示すように、すべての科目が1年次前期に実施されており、これらは、本格的に薬学を学ぶために必要な最低限の知識を習得する準備教育科目として位置づけられている。従って、本観点は満たされている。

表3-3-1 準備教育科目

科目名	単位数	開講時期
薬学基礎数学	1(必修)	1年前期
薬学基礎数学演習	1(必修)	1年前期
薬学基礎物理学	1(必修)	1年前期
薬学基礎物理学演習	1(必修)	1年前期
薬学基礎化学	1(必修)	1年前期
薬学基礎化学演習	1(必修)	1年前期
薬学基礎生物学	2(必修)	1年前期
基礎情報処理演習	1(必修)	1年前期

【基準 3-3-2】

学生の学習意欲が高まるような早期体験学習が行われていること。

【観点 3-3-2-1】薬剤師が活躍する現場などを広く見学させていること。

【観点 3-3-2-2】学生による発表会、総合討論など、学習効果を高める工夫がなされていること。

[現状]

観点3-3-2-1に関して：本薬学部では、「早期体験学習」（根拠資料：シラバス p.83）の教育目標を「現場などの体験を行う」、「薬剤師の職能とは何かを学ぶ」ことに加え、「弱者や社会に奉仕することにより、医療人としての態度や礼儀の基礎を学び、ケアすることの大切さを実感させる」ことと定めている。そこで、臨地体験実習を通じた人々との触れ合いにより、学生が自らケアの対象者への思いやりやコミュニケーション能力の必要性に気づくなどの自己啓発を促している。このため、表3-3-2に示すように、薬局、病院に加えて、小児福祉施設や老人介護施設においても「早期体験学習」を実施している。従って、本観点は満たされている。

表3-3-2 早期体験学習受入れ施設数

実習施設	小児福祉施設	老人介護施設	介護施設併設病院	病院・診療所	保健所	保険薬局	その他	計
平成21年度	8	5	6	11	1	4	1	36
平成22年度	7	5	4	14	1	3	1	35
平成23年度	6	5	4	14	1	1	1	32
平成24年度	8	6	4	16	1	3	2	40
平成25年度	8	9	4	13	1	7	2	44
平成26年度	7	9	4	13	1	3	3	40

観点3-3-2-2に関して：各実習施設での臨地体験実習後に、学生による発表会を行なっている。発表会では学生がPowerPointを用いて作成したスライドを使って発表を行い、それに対して学生間での討論や実習指導教員との質疑応答を行なっている。本発表会では発表、質疑応答を通して、情報の共有化が図られている（根拠資料3-3-2-①：平成26年度早期体験学習報告書、根拠資料3-3-2-②：平成26年度早期体験学習発表会資料（抜粋））。従って、本観点は満たされている。

上記のことに加え、学生は臨地体験実習を行なう施設の概要や職務内容に関わる項目（例えば、認知症、介護、ターミナルケア等）について事前に調べ、レポートを作成し十分な準備をしたうえで早期体験学習に臨んでおり、全体を通して学習意欲が高まる工夫がなされている。この効果は、早期体験学習報告書によって確認できる（根拠資料3-3-2-①：平成26年度早期体験学習報告書）。



### (3-4) 医療安全教育

#### 【基準 3-4-1】

薬害・医療過誤・医療事故防止に関する教育が医薬品の安全使用の観点から行われていること。

【観点 3-4-1-1】薬害、医療過誤、医療事故の概要、背景、その後の対応および予防策・解決策に関する教育が行われていること。

【観点 3-4-1-2】薬害、医療過誤、医療事故等の被害者やその家族、弁護士、医療における安全管理者を講師とするなど、学生が肌で感じる機会を提供するとともに、医薬品の安全使用について科学的な視点と客観的な判断力が養われるよう努めていること。

#### [現状]

観点3-4-1-1に関して：「医薬品安全性学Ⅱ」（3年次）（根拠資料：シラバス p.244）や「創薬概論」（4年次）（根拠資料：シラバス p.255）、「血清製剤学」（4年次）（根拠資料：シラバス p.322）では日本の薬害史（スモン、サリドマイド、ペニシリンショック、クロロキン、ストレプトマイシン、イレッサ、ソリブジン、輸入非加熱製剤など）に関して教育を行っているほか、「薬剤師業務概論」（4年次）（根拠資料：シラバス p.251）では医薬品の適正使用に関して、さらに「薬局管理学」（4年次）（根拠資料：シラバス p.263）や「薬事関連法規」（4年次）（根拠資料：シラバス p.259）では、関連法規（被害者救済制度、改正薬事法、血液法など）に関して教育を行っている。従って、本観点は満たされている。

観点3-4-1-2に関して：平成26年度は、「薬学概論」（1年次）（根拠資料：シラバス p.81）の中で、薬害C型肝炎全国原告団代表の山口美智子先生による特別講義（演題：薬害被害者の声を聴く）を行い、薬害について学生が肌で感じる機会を提供している。さらに「医薬品安全性学Ⅰ、Ⅱ」（3年次）（根拠資料：シラバス p.241）では、医薬品の有害事象や副作用発現に影響を及ぼす因子を医学・薬学的見地から解説することによって、医薬品の適正、安全使用に関する客観的な判断力が養われるように配慮されている。従って、本観点は満たされている。

### (3-5) 生涯学習の意欲醸成

#### 【基準 3-5-1】

医療人としての社会的責任を果たす上で、卒業後も継続した学習が必須であることを認識するための教育が行われていること。

【観点 3-5-1-1】医療の進歩に対応するために生涯学習が必要であることを、教員だけでなく、医療現場で活躍する薬剤師などからも聞く機会を設けていること。

【観点 3-5-1-2】卒業研修会などの生涯学習プログラムに在学中から参加する機会を提供するよう努めていること。

【観点 3-5-1-3】生涯学習に対する意欲を醸成するための教育が体系的に行われていることが望ましい。

#### [現状]

観点3-5-1-1に関して：学生には以下の機会が提供されている。すなわち、「薬学概論」(1年次)(根拠資料：シラバス p.81)においては、教員から生涯学習に関する概説を聞くことができる。同時期の「早期体験学習」(1年次)(根拠資料：シラバス p.83)では、薬剤師などの医療従事者から、その重要性を聞くことができる。「薬剤師業務概論」(4年次)(根拠資料：シラバス p.251)および「薬局管理学」(4年次)(根拠資料：シラバス p.263)では、教員から、最新の医療技術、治療方法を学ぶために薬剤師研修会や勉強会に参加して研鑽を重ねることの必要性を聞く機会を設けている。さらに「実務実習事前学習」(4年次)(根拠資料：シラバス pp.285-299)では、第一線で活躍する薬剤師から、職能を十分に発揮するための生涯学習の重要性を聞く機会がある(根拠資料3-5-1-①：実務実習事前学習 I-b、II-a<ご指導頂く薬剤師の皆様>、根拠資料3-5-1-②：平成26年度実務実習事前学習参加医療機関・薬剤師一覧)。従って、本観点は満たされている。

観点3-5-1-2に関して：本薬学部が毎年開催する卒業研修会については、全学年が閲覧可能な学内掲示板を通して広報しており、学部学生の積極的な参加を促している。また同様にして、県薬剤師会、病院薬剤師会、あるいは他大学などが主催する学生を対象とした研修会についても一部を広報し、参加を呼びかけている。平成27年2月14日(土)に開催した第4回卒業教育講演会では、松山大学薬学部の湯浅宏先生には「薬剤師と剤形」について、および「スティーブンス・ジョンソン症候群」患者会代表の湯浅和恵先生には「重篤な副作用被害者から医療従事者に伝えたいこと」についてご講演して頂いた。聴講には、総勢196名(一般参加者9名、卒業生28名、教職員12名、在校生147名)が訪れたが、在校生と外部参加者との交流の機会は特には設けなかった(根拠資料3-5-1-③：平成26年度卒業教育講演会案内、根拠資料3-5-1-④：第4回崇城大学薬学部卒業研修会<[http://www.sojo-u.ac.jp/faculty/department/pharmaceutical/news/150302\\_005996.html](http://www.sojo-u.ac.jp/faculty/department/pharmaceutical/news/150302_005996.html)>、根拠資料3-5-1-⑤：「学内通信」平成27年2月25日号(抜粋))。従っ

て、本観点は満たされている。

観点3-5-1-3に関して：生涯学習に対する意欲が効果的に醸成されるように、座学である「薬学概論」（1年次）、「薬剤師業務概論」（4年次）、「薬局管理学」（4年次）と、実習科目である「早期体験学習」（1年次）、「実務実習事前学習」（4年次）とを車の両輪として、バランスよく科目を配置している（基礎資料4、根拠資料：時間割表（1年分））。従って、本観点は満たされている。

## 『薬学教育カリキュラム』

### 3 医療人教育の基本的内容

#### [点検・評価]

本項目の各基準は満たされている。特記事項は以下のとおりである。

- ・医療人に必要とされる倫理観、使命感、職業観が段階的に醸成される教育を提供している。独自の試みである車いす体験実習を通じて、ノーマライゼーションの考え方を醸成する教育も提供している。本項目に関わる諸科目の合計単位数は、医療人の育成に十分に足りている。【基準3-1-1】
- ・一部の教養科目において、医療人としての素養や医療人として勤労することへの自覚を育む講義を提供している。【基準3-2-1】
- ・英語に関する教養ならびに専門科目のほとんどを必修化している。教養科目の英語では、英語を母国語とする教員の下に、少人数の習熟度別クラスを編成し、各人の能力に合わせて4つの語学要素が学習できる体制を整えている。【基準3-2-3】
- ・早期体験学習では、学生が小児福祉施設や老人介護施設の入所者に直に接することにより、医療人としてあるべき態度や礼儀を早期に自覚できる機会を提供している。【基準3-3-2】
- ・薬害や医療過誤問題に関しては、1年次に薬害C型肝炎患者から、薬害の実情を直接聞くことができる機会を提供している。また、本学教員を中心に、医薬品の有害事象、薬害の歴史と発生の社会的背景、および薬剤師が取り得る対策や予防策について教育を行っている。【基準3-4-1】
- ・実務実習事前学習では、学生と現役薬剤師が接する機会を設け、また、卒後研修会では在学生の参加を推奨しており、生涯教育の意欲醸成に積極的に取り組んでいる。【基準3-5-1】

#### [改善計画]

- ・現時点で早急に改善計画を立案する必要がある項目はないと考える。しかしながら、卒後研修会では、在校生の生涯学習に対する意欲や関心が更に刺激されるよう、会に参加した卒業生や医療従事者との交流の場を設けるように努める。

## 4 薬学専門教育の内容

### (4-1) 薬学教育モデル・コアカリキュラムに準拠した教育内容

#### 【基準 4-1-1】

教育課程の構成と教育目標が、薬学教育モデル・コアカリキュラムに準拠していること。

【観点 4-1-1-1】各授業科目のシラバスに一般目標と到達目標が明示され、それらが薬学教育モデル・コアカリキュラムの教育目標に準拠していること。

#### [現状]

観点4-1-1-1に関して：本薬学部では、シラバスの全学統一書式の項目にある「概要」と「到達度目標」に、薬学教育モデル・コアカリキュラムにある「一般目標」と「到達目標」をそれぞれ記載している。一般目標に関しては、必ずしも全ての授業科目のシラバスに明記されている訳ではないため、今後の対応を要する。一方、到達目標に関しては、ほぼ全ての授業科目のシラバスに薬学教育モデル・コアカリキュラムの対応番号とともに明記されている。本薬学部のカリキュラムでは、全ての到達目標を必修科目によってカバーしているため、これらを学修することにより一般目標を達成できるようになっている（基礎資料3、根拠資料：シラバスpp.78-327）。従って、本観点は概ね満たされている。

**【基準 4-1-2】**

各授業科目の教育目標の達成に適した学習方略を用いた教育が行われていること。

【観点 4-1-2-1】 各到達目標の学習領域（知識・技能・態度）に適した学習方法を用いた教育が行われていること。

【観点 4-1-2-2】 科学的思考力の醸成に役立つ技能および態度を修得するため、実験実習が十分に行われていること。

【観点 4-1-2-3】 各授業科目において、基礎と臨床の知見を相互に関連付けるよう努めていること。

【観点 4-1-2-4】 患者・薬剤師・他の医療関係者・薬事関係者との交流体制が整備され、教育へ直接的に関与していることが望ましい。

**[現状]**

観点4-1-2-1に関して：「知識」については、一般的な講義形式に留まらず、学生から意見や答えを引き出す対話形式の学習方法を用いた教育に努めている。「技能」については、座学で学んだ基本的な実験手法を実験実習において実践させることで修得できる教育を行っている。「態度」については、「早期体験学習」（根拠資料：シラバスp.83）や「コミュニケーション論」（根拠資料：シラバスp.109）におけるロールプレイを通じて、医療人として身につけておくべき態度を学習した上で、「実務実習事前学習」（根拠資料：シラバスp.285）ならびに「病院・薬局実務実習」（根拠資料：シラバスp.300および追補資料）によって、これを実践的に学習できる教育を行っている。従って、本観点は満たされている。

観点4-1-2-2に関して：3年次には基礎系実験実習として、「分析・物理化学実習」（1単位）（根拠資料：シラバス平成27年度以降p.45）、「薬化学・生薬学実習」（1単位）（根拠資料：シラバス平成27年度以降p.47）、「医薬品化学実習」（1単位）（根拠資料：シラバス平成27年度以降p.49）、「微生物学実習」（1単位）（根拠資料：シラバス平成27年度以降p.51）、「生化学実習」（1単位）（根拠資料：シラバス平成27年度以降p.53）、「衛生化学実習」（1単位）（根拠資料：シラバス平成27年度以降p.55）、「薬理学実習」（1単位）（根拠資料：シラバス平成27年度以降p.56）および「製剤・薬剤学実習」（1単位）（根拠資料：シラバス平成27年度以降p.58）を用意する予定である。一方、旧カリキュラムでは実験実習科目として、「薬化学実習」（1単位）、「分析化学実習」（1単位）、「生薬学実習」（1単位）、「物理化学実習」（1単位）（根拠資料：シラバスp.206）、「微生物学実習」（1単位）（根拠資料：シラバスp.208）、「生化学実習」（1単位）（根拠資料：シラバスp.210）、「衛生化学実習」（1単位）（根拠資料：シラバスp.212）、「薬理学実習」（1単位）（根拠資料：シラバスp.214）、「医薬品化学実習」（1単位）（根拠資料：シラバスp.265）、「製剤学実習」（1単位）（根拠資料：シラバスp.267）、「薬剤学実習」（1単位）（根拠資料：シラバスp.269）を用意した。ただし、2年次に配置した「薬化学実習」、「分析化学実習」、「生薬学実習」は、新カリキュラムへの移

行時期に重なったため、平成26年度には開講されなかった。上記の実験実習科目では新、旧カリキュラムに関わらず、「技能」については、個人、あるいはグループに分かれて実験課題に取り組み、実験の手技と基本原理が学習できるように構成され、「態度」については、実験、レポート作成、あるいはプレゼンテーションによって、科学的思考力の醸成に必要な、観察する姿勢、調査する姿勢、および批判する姿勢が身につくように構成されている。なお、実験実習に関わる技能ならびに態度の到達目標の全てが、前記の科目によってカバーされている（基礎資料3）。従って、本観点は満たされている。

観点4-1-2-3に関して：臨床医として診察を続けている常勤教員（3名）が様々な科目を担当し、臨床における実際の病理所見、検査値、および医療問題等を取り上げながら、基礎知識との関連がわかる講義を広く提供している。一方、基礎系教員、実務家教員においても時事問題を適宜取り入れながら、基礎と臨床の知識を関連づける講義を心がけているが、必ずしもこの点がシラバスに明記されている訳ではない。従って、本観点は概ね満たされている。

観点4-1-2-4に関して：「実務実習事前学習」（根拠資料：シラバス pp.285-299）では、薬剤師、医師、看護師、助産師および臨床検査技師である総勢59名の外部協力スタッフと患者が指導者として参加、協力している（根拠資料4-1-2-①：実務実習事前学習 I-b、II-a<ご指導頂く薬剤師の皆様>、根拠資料4-1-2-②：平成26年度実務実習事前学習参加医療機関・薬剤師一覧、根拠資料4-1-2-③：平成26年度実務実習事前学 II-b 実習書、根拠資料4-1-2-④：平成26年度実務実習事前学習外部協力スタッフ）。また、一部の専門科目では、専門医、指導医、治験室長、看護師、管理栄養士などを外部講師として招聘している。例えば、「救急救命医学」（5年次）（根拠資料：シラバス p.316）では、ICLS（Immediate Cardiac Life Support）講習が行われており、学生が熊本 ICLS 協会のインストラクターである現役の救急救命士、理学療法士、看護師、および医師に実践的な心肺蘇生術の指導を仰ぎながら交流できる科目となっている（根拠資料4-1-2-⑤：平成26年度崇城大学薬学部 ICLS コース外部協力スタッフ一覧、根拠資料4-1-2-⑥：崇城大学ホームページ<薬学部5年生36名がICLSコースを受講>  
<[http://www.sojo-u.ac.jp/faculty/department/pharmaceutical/news/140905\\_005645.html](http://www.sojo-u.ac.jp/faculty/department/pharmaceutical/news/140905_005645.html)>）。従って、本観点は満たされている。

**【基準 4-1-3】**

各授業科目の実施時期が適切に設定されていること。

【観点 4-1-3-1】 効果的な学習ができるよう、当該科目と他科目との関連性に配慮したカリキュラム編成が行われていること。

**[現状]**

観点4-1-3-1に関して：本薬学部では、各授業科目を、教養科目に該当する「総合教育」、科学的に考える素養を身につける「専門基礎」、および薬学的知識・技能を身につける「専門課程」の3群に分類している（根拠資料4-1-3-①：学生便覧pp.57-60）。カリキュラム編成において、「総合教育」科目については、人間性の涵養を大きな目的として1、2年次に配置している。一方、「専門基礎」および「専門課程」を構成する科目については、本薬学部のカリキュラム・ポリシーの1つである「学習成果基盤型教育（Outcome Based Education）に基づいて、効果的な学習ができるように科目を編成します」に準じて策定した4つの学習アウトカムに対応づけ、相互関連性に配慮しながら、基礎から発展、応用的な内容へと段階的に学習できるように配置している（基礎資料4、根拠資料4-1-3-②：薬学部ホームページ<http://www.ph.sojou.ac.jp/education/policy.html>、根拠資料4-1-3-③：崇城大学ホームページ<http://www.sojou.ac.jp/faculty/department/pharmaceutical/policy.html>）。例えば、「医薬品・生体に関する基本的な知識の習得」を指向する物理系科目においては、1年次前期に配置した「薬学基礎物理学」から、上位科目である「物理化学Ⅰ」（1年次後期）、「物理化学Ⅱ」（2年次前期）および「物理化学Ⅲ」（2年次後期）に至るまで、段階的に接続されている。更にこれらの科目は、その知識を基礎として学習を進める3年次以降の「製剤学Ⅰ」、「製剤学Ⅱ」、および「製剤学Ⅲ」へと順次接続されている。また、実験実習科目である「分析・物理学実習」を3年次に配置することによって、物理化学的な知識の定着と技能や態度の効果的な修得を図り、4年次から始まる卒業論文実習を展開するための基礎力が養成されるようになっている（基礎資料4）。従って、本観点は満たされている。



## (4-2) 大学独自の薬学専門教育の内容

### 【基準 4-2-1】

大学独自の薬学専門教育が、各大学の教育研究上の目的に基づいてカリキュラムに適確に含まれていること。

【観点 4-2-1-1】 薬学教育モデル・コアカリキュラムおよび実務実習モデル・コアカリキュラム以外に、大学独自の薬学専門教育が各大学の教育研究上の目的に基づいて行われていること。

【観点 4-2-1-2】 大学独自の薬学専門教育が、科目あるいは科目の一部として構成されており、シラバス等に明示されていること。

【観点 4-2-1-3】 大学独自の薬学専門教育を含む授業科目の時間割編成が選択可能な構成になっているなど、学生のニーズに配慮されていることが望ましい。

### [現状]

観点4-2-1-1に関して：本薬学部の教育研究上の目的である「医療の高度化に対応できる臨床能力に優れた薬剤師を養成し、人類の健康の維持と疾患の治療に役立つ生命科学研究を行う」に基づいて、以下のアドバンスト科目を大学独自の薬学専門教育を含む科目として4年次以降に配置する予定である（根拠資料にはシラバス<平成27年度以降>の該当頁のみを記載した）。まず、将来薬剤師が置かれる医療環境を見据えた授業科目として、「マーケティング」（4年次）（根拠資料：p.98）、「実用薬学英語」（4年次）（根拠資料：p.112）、「未病治療学」（5年次）（根拠資料：p.120）、「環境薬学」（5年次）（根拠資料：p.122）、「臨床薬理学Ⅲ」（5年次）（根拠資料：p.124）、「救急救命医学」（5年次）（根拠資料：p.128）、「応用社会学」（5年次）（根拠資料：p.130）、「医学英語」（6年次）（根拠資料：p.139）、「化学療法学」（6年次）（根拠資料：p.151）、「医療薬剤学」（6年次）（根拠資料：p.159）、「臨床薬学」（6年次）（根拠資料：p.163）、「医薬品情報学」（6年次）（根拠資料：p.165）および「臨床診療学」（6年次）（根拠資料：p.167）を配置する予定である。次に、医薬品の研究開発能力の醸成を意識した授業科目として、「血清製剤学」（4年次）（根拠資料：p.83）、「生体分析科学」（5年次）（根拠資料：p.114）、「有機軌道論」（5年次）（根拠資料：p.116）、「プロセス化学」（5年次）（根拠資料：p.118）、「製剤設計学」（5年次）（根拠資料：p.126）、「立体構造解析学」（6年次）（根拠資料：p.141）、「薬品製造化学」（6年次）（根拠資料：p.143）、「天然薬物学」（6年次）（根拠資料：p.145）、「植物資源学」（6年次）（根拠資料：p.147）、「生命情報科学」（6年次）（根拠資料：p.149）、「医用生理学」（6年次）（根拠資料：p.153）、「分子薬効解析学」（6年次）（根拠資料：p.155）、「環境分析学」（6年次）（根拠資料：p.157）および「薬物動態システム学」（6年次）（根拠資料：p.161）を用意する予定である（根拠

資料 4-2-1-①：学生便覧 pp.57-60)。なお、平成 26 年度の 4 年次以降の学年では、次のアドバンスト科目を用意している（根拠資料にはシラバスの該当頁のみを記載した）。「プロセス化学」（4 年次）（根拠資料：p.226）、「分子生物学」（4 年次）（根拠資料：p.230）、「微生物学Ⅲ」（4 年次）（根拠資料：p.246）、「創薬概論Ⅱ」（4 年次）（根拠資料：p.257）、「実用薬学英语」（5 年次）（根拠資料：p.273）、「臨床栄養学」（5 年次）（根拠資料：p.281）、「薬効解析学」（5 年次）（根拠資料：p.312）、「救急救命医学」（5 年次）（根拠資料：p.316）、「マーケティング」（5 年次）（根拠資料：p.320）、「血清製剤学」（5 年次）（根拠資料：p.322）、「構造活性相関」（6 年次）（根拠資料：p.275）、「農薬化学」（6 年次）（根拠資料：p.277）、「UNIX 入門」（6 年次）（根拠資料：p.283）、「有機軌道論」（6 年次）（根拠資料：p.302）、「サプリメントと薬」（6 年次）（根拠資料：p.304）、「医用電気生理学」（6 年次）（根拠資料：p.306）、「生体情報化学」（6 年次）（根拠資料：p.308）、「毒劇物取扱概論」（6 年次）（根拠資料：p.310）、「ポストゲノム科学」（6 年次）（根拠資料：p.314）、「薬品製造化学」（6 年次）（根拠資料：p.318）。従って、本観点は満たされている。

観点 4-2-1-2 に関して：大学独自の薬学専門教育を含む授業科目については、カリキュラムの新、旧に関わらず、当該科目のシラバスにある「概要」の項目にその旨を明記している。従って、本観点は満たされている。

観点 4-2-1-3 に関して：観点 4-2-1-1 に記した各授業科目については、新カリキュラムでは選択必修科目として提供する予定であり、旧カリキュラムでは選択科目として提供した。従って、学生はシラバスを参照することにより、自身のニーズに合致したアドバンスト科目を自由に選択することが可能である。その上、複数の授業科目を選択することを希望する学生に配慮して、時間割上、類似した領域の授業科目を同一曜日の同一時間帯に配置しないように配慮している（根拠資料：時間割表（1 年分））。従って、本観点は概ね満たされている。

## 『薬学教育カリキュラム』

### 4 薬学専門教育の内容

#### [点検・評価]

本項目の各基準は概ね満たされている。特記事項は以下のとおりである。

- ・3名の現役医師を中心に基礎と臨床のつながりに配慮した講義を提供している。

【基準4-1-2】

- ・「実務実習事前学習」や「救急救命医学」では、多数の現役薬剤師や救急救命士等を講師として招聘しており、学生が学びながら様々な医療業務従事者と交流できる。【基準4-1-2】

#### [改善計画]

- ・各授業科目のシラバスには必ずしも薬学教育モデル・コアカリキュラムにある一般目標が明記されている訳ではないため、シラバスに一般目標を明記するよう各教員に要請する。

## 5 実務実習

### (5-1) 実務実習事前学習

#### 【基準 5-1-1】

事前学習が、実務実習モデル・コアカリキュラムに準拠して適切に実施されていること。

【観点 5-1-1-1】教育目標（一般目標・到達目標）が実務実習モデル・コアカリキュラムに準拠していること。

【観点 5-1-1-2】学習方法、時間数、場所等が実務実習モデル・コアカリキュラムに沿って実施されていること。

【観点 5-1-1-3】実務実習事前学習が、適切な指導体制の下に行われていること。

【観点 5-1-1-4】実務実習における学習効果が高められる時期に実施されていること。

【観点 5-1-1-5】実務実習事前学習の目標達成度を評価するための指標が設定され、それに基づいて適切に評価されていること。

【観点 5-1-1-6】実務実習の開始時期と実務実習事前学習の終了時期が離れる場合には、実務実習の直前に実務実習事前学習の到達度が確認されていることが望ましい。

#### [現状]

観点5-1-1-1に関して：本薬学部の実務実習事前学習は、「実務実習事前学習（実務準備実習）4年」および「実務実習事前学習（実務準備実習）5年」で行われている。各科目の教育目標は、実務実習モデル・コアカリキュラムの教育目標（一般目標・到達目標）に準拠して設定されており、シラバスに「到達度目標」として明示されている（根拠資料：シラバス pp.285～299）。従って、本観点は満たされている。

観点5-1-1-2に関して：本薬学部では、実務実習事前学習を、「実務実習事前学習（実務準備実習）4年」および「実務実習事前学習（実務準備実習）5年」の2科目で行っている。4年前期（4月16日～7月23日）には講義・実習を中心に、4年後期（9月18日～12月19日）と5年前期（4月14日～5月7日）には実習・演習を中心に、合計90分×122コマを行っている（表5-1-1、基礎資料6、根拠資料5-1-1-①：平成26年度「実務実習事前学習（実務準備実習）4年」I-b、II-aスケジュール、根拠資料5-1-1-②：平成26年度実務実習事前学習II-b実習書「ブースI～VI日程」、「ブースVII、VIII日程および実習班編成」、根拠資料5-1-1-③：平成26年度「実務実習事前学習（実務準備実習）5年」スケジュール）。これらの学習方法、時間数、場所は、実務実習モデル・コアカリキュラムで提示された基準を満たすものとなっている。

これに加えて、4年後期（3月3日～3月5日）には、成績不振者に対して再教育を行っている（根拠資料5-1-1-④：平成26年度「実務実習事前学習（実務準備実習）4年」再教育スケジュール）。

表 5-1-1 関連科目と学習方法、実施場所、授業時間

科目（シラバス表記）	時期	主な学習方法	主な実施場所	授業時間 (時間×コマ)
実務実習事前学習 (実務準備実習) 4年 I-a, I-b, II-a, II-b	4年前期	講義・実習	講義室・実習室	90分×23
	4年後期	実習・演習	模擬薬局や机・椅子を撤去した講義室等のスペース	90分×67 [90分×7] *
実務実習事前学習 (実務準備実習) 5年	5年前期 (実務実習第I期開始前まで)	実習・演習	講義室	90分×32
時間 計				90分×122

\* [ ] 内はコアカリキュラム以外の項目を追加で実習しているコマ数

また、「実務実習事前学習（実務準備実習）4年」においては、4年後期の一部の期間（9月18～30日ならびに1月8日～23日）にバイタルサインの確認、救命救急、高齢者・妊婦・車いす体験など実務実習モデル・コアカリキュラムに記載のない独自の項目についても7コマ追加で実施している（表5-1-1 [ ] 内、根拠資料5-1-1-⑤：平成26年度実務実習事前学習II-b実習書「実習項目」）。従って、本観点は満たされている。

観点5-1-1-3に関して：本薬学部では、大学設置基準において必要とされる実務家教員を統括責任者として、指導を行っている。また、臨時講師として実務実習委託病院薬局および調剤薬局の薬剤師（54名）や、看護師（1名）、助産師（1名）、臨床検査技師（2名）などの医療スタッフ（括弧内は平成26年度実績）、さらには患者自身にも実務家教員のもとで指導に参加していただいております。学生個々の理解度を確認しながら学習を進めている（根拠資料5-1-1-⑤：平成26年度実務実習事前学習II-b実習書「実習項目」、根拠資料5-1-1-⑥：平成26年度実務実習事前学習参加医療機関・薬剤師一覧）。従って、本観点は満たされている。

観点5-1-1-4に関して：本薬学部では、実務実習前の教育は「実務実習事前学習（実務準備実習）4年」および「実務実習事前学習（実務準備実習）5年」として、実務実習開始1年前から開始直前まで実施されている（基礎資料6、根拠資料：シラバス pp.285～299、根拠資料5-1-1-①：平成26年度「実務実習事前学習（実務準備実習）4年」I-b、II-aスケジュール、根拠資料5-1-1-②：平成26年度実務実習事前学習II-b実習書「ブースI～VI日程」、「ブースVII、VIII日程および実習班編成」、根拠資料5-1-1-③：平成26年度「実務実習事前学習（実務準備実習）5年」スケジュール）。従って、本観点は満たされている。

観点5-1-1-5に関して：実務実習事前学習の評価は、講義形式で行う項目に関しては主に筆記試験により評価し、その他技能および態度を評価する項目に関しては、実地試験、観察記録やレポート等により、ルーブリック形式で評価している。なお、この学習到達度の評価方法および指標はシラバスに明記されている（根拠資料：シラバス pp.285～299）。従って、本観点は満たされている。

観点5-1-1-6に関して：本薬学部では、実務実習事前学習4年前期から5年

前期の実務実習第Ⅰ期開始直前まで行われており（表5-1-1）、特に5年次の「実務実習事前学習（実務準備実習）5年」では、知識、技能、態度の最終確認も併せて行っている（基礎資料6、根拠資料：シラバス pp.297～299、根拠資料5-1-1-③：平成26年度「実務実習事前学習（実務準備実習）5年」スケジュール）。従って、第Ⅰ期から第Ⅱ期にかけて実習を行う多くの学生（平成26年度は136名）については到達度の再確認を改めて行う必要はない。一方、第Ⅱ期から第Ⅲ期にかけて実習を行う学生（平成26年度は7名）については、実務実習事前学習の担当教員から、知識ならびに調剤技能およびそれらの維持を心がけるよう指導するとともに、第Ⅱ期実務実習開始直前に集合研修を実施し、その到達度を再確認している（根拠資料5-1-1-⑦：「第Ⅱ、Ⅲ期実務実習学生対象追加実習」課題（実物））。従って、本観点は満たされている。

## (5-2) 薬学共用試験

### 【基準 5-2-1】

薬学共用試験（CBT および OSCE）を通じて実務実習を履修する学生の能力が一定水準に到達していることが確認されていること。

【観点 5-2-1-1】実務実習を行うために必要な能力を修得していることが、薬学共用試験センターの提示した合格基準に基づいて確認されていること。

【観点 5-2-1-2】薬学共用試験（CBT および OSCE）の実施時期、実施方法、受験者数、合格者数および合格基準が公表されていること。

### [現状]

観点5-2-1-1に関して：薬学共用試験（CBTおよびOSCE）の結果は、薬学共用試験センターの提示した合格基準に基づき合否を判定し、本薬学部では薬学部履修規程により、「病院実務実習と薬局実務実習に着手するためには、総合薬学演習（Ⅰ、Ⅱ）および実務実習事前学習（Ⅰ、Ⅱ）の単位を修得するとともに、共用試験〔CBT（Computer Based Test）およびOSCE（Objective Structured Clinical Examination）〕に合格しなければならない」としており（根拠資料5-2-1-①：学生便覧p.187）、不合格の学生は実務実習を履修できないようになっている。従って、本観点は満たされている。

観点5-2-1-2に関して：平成26年度薬学共用試験実施要項に従い、本試験（CBT：平成26年11月29日およびOSCE：平成26年12月21日）を、4年次生116名を対象に実施した。本試験に不合格であった学生（CBT：3名、OSCE：1名）は、再試験（CBT：平成27年2月21日、OSCE：平成27年3月1日）を受験し、最終的に全員合格した。共用試験の実施時期、受験者数、合格者数および合格基準は崇城大学薬学部ホームページにて公表している（根拠資料5-2-1-②：崇城大学薬学部ホームページ「薬学共用試験」欄 <http://www.ph.sojo-u.ac.jp/examination/>）。従って、本観点は満たされている。

**【基準 5-2-2】**

薬学共用試験（CBT および OSCE）を適正に行う体制が整備されていること。

【観点 5-2-2-1】薬学共用試験センターの「実施要項」に基づいて行われていること。

【観点 5-2-2-2】学内の CBT 委員会および OSCE 委員会が組織され、薬学共用試験が公正かつ円滑に実施されるよう機能していること。

【観点 5-2-2-3】CBT および OSCE を適切に行えるよう、学内の施設と設備が整備されていること。

**[現状]**

観点 5-2-2-1 に関して：平成26年度薬学共用試験実施要項に従い計画・実施しており（根拠資料 5-2-2-①：平成26年度崇城大学 CBT 実施マニュアル、根拠資料 5-2-2-②：平成26年度崇城大学 OSCE 実施計画書、根拠資料 5-2-2-③：平成26年度崇城大学 OSCE 実施マニュアル）、薬学共用試験センターより実施方法の改善等の指示は受けていない。従って、本観点は満たされている。

観点 5-2-2-2 に関して：本薬学部では CBT 委員会（構成：委員長1名、委員1名）及び OSCE 委員会（構成：委員長1名、委員3名）を組織している（根拠資料 5-2-2-④：平成26年度薬学部委員会委員）。これら委員会は平成26年度薬学共用試験実施要項に則った適正な実施に向けて協議を行い（根拠資料 5-2-2-⑤：CBT 実施委員会議事要録、根拠資料 5-2-2-⑥：OSCE 対策・実施委員会議事録）、委員会での協議案は随時、薬学部教授会での審議のうえ承認を受けるシステムで、迅速に実施できる体制をとっている。これらの委員会の他に、CBT 実施については、システム管理委員会（根拠資料 5-2-2-④：平成26年度薬学部委員会委員、根拠資料 5-2-2-⑦：CBT システム管理委員会議事録）および試験監督者が、また、OSCE 実施に関しては会場委員等が、共用試験が円滑に実施されるように、運営に関わっている。上記のことに加え、CBT および OSCE の試験日には関係者以外の施設内への立ち入りを禁じており、また、実施計画・実施状況は外部モニター委員の評価を受け、本薬学部の共用試験が公正に実施されるように整備されている。従って、本観点は満たされている。

観点 5-2-2-3 に関して：平成25年3月に改修した本薬学部のコンピュータ演習室には、最新式のコンピュータ150台を整備している。また、インフルエンザ罹患等の特別な事情の学生に対応するために増設した試験室（別室受験室）にはコンピュータ6台を整備し、中継サーバおよび UPS も設置している。このように、入学定員（120名）の学生が1日または2日の日程で CBT を受験できるように対応している。一方、OSCE においては講義室、病院薬局実習室および実習室に、5領域6課題の各課題に対しそれぞれ4レーンを設け入学定員（120名）の学生を1日の日程で行えるよう対応している。従って、本観点は満たされている。



(5-3) 病院・薬局実習

【基準 5-3-1】

実務実習を円滑に行うために必要な体制が整備されていること。

- 【観点 5-3-1-1】実務実習委員会が組織され、実務実習が円滑に実施されるよう機能していること。
- 【観点 5-3-1-2】実務実習に関する責任体制が明確にされていること。
- 【観点 5-3-1-3】実務実習に先立ち、必要な健康診断、予防接種などの実施状況が確認されていること。
- 【観点 5-3-1-4】薬学部の全教員が参画していることが望ましい。

[現状]

観点5-3-1-1に関して：本薬学部では、医療薬学講座から選出された4名の委員と教務委員長からなる実務実習委員会が組織されており（根拠資料5-3-1-①：平成26年度薬学部委員会委員）、実務実習の円滑な実施を目的に企画・調整した事柄について会議を開き、協議している（根拠資料5-3-1-②：実務実習委員会議事録）。本会議には、状況に応じて当該学年の担任も参加している。従って、本観点は満たされている。

観点5-3-1-2に関して：実務実習委員会は図5-3-1に示すように、九州・山口地区調整機構と連携の下、実務実習が円滑に行われるように取りまとめる役割を担っている。学内においては、教務委員会や薬学部ハラスメント防止対策委員と連携し、実務実習に係る事案について協議のうえ、学部長に報告し、必要に応じて教授会でも審議している。従って、本観点は満たされている。

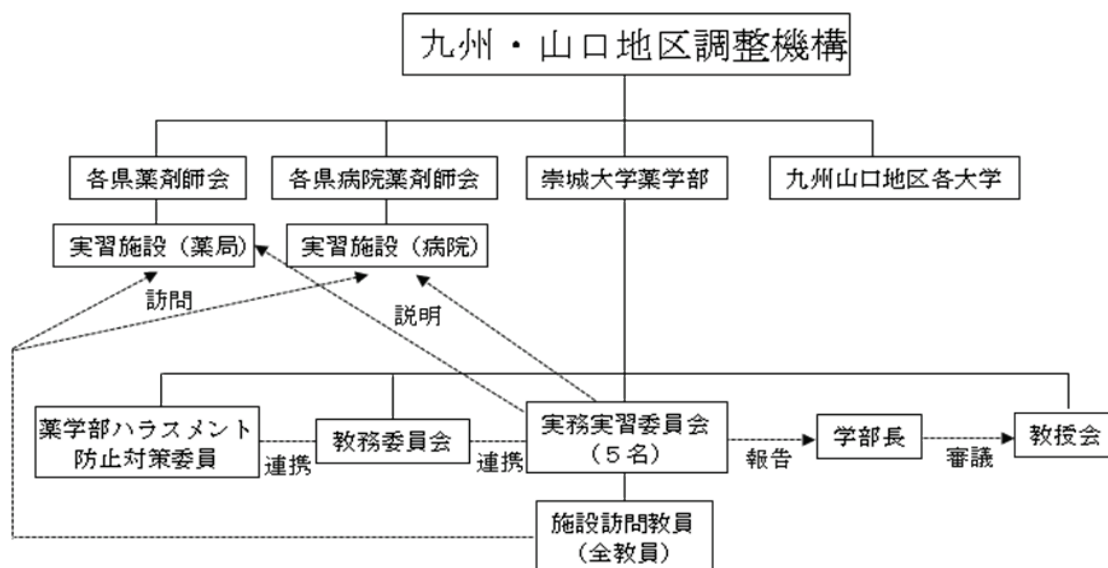


図5-3-1 実務実習委員会の位置づけ

観点5-3-1-3に関しては、実務実習に先立ち健康診断を実施するとともに、4年次後期にツベルクリン反応を実施、また、水痘、風疹、ムンプス、麻疹に関する抗体価を検査し、免疫能が不十分な項目についてはワクチン接種を義務付けて、5年次の実務実習に備えている（根拠資料5-3-1-③：抗体価検査結果）。なお、実務実習を行う学生には、以上の健康診断、ツベルクリン反応、抗体価検査を義務付けており、受診率は100%である。また、医療系学生の傷害・賠償・感染事故等に対応できる総合補償制度「Will2」（日本看護学校協議会共済会）にも全員加入した上で実習に臨んでいる（根拠資料5-3-1-④：総合補償制度「Will」加入者証（実務実習））。従って、本観点は満たされている。

観点5-3-1-4に関して：実習施設への巡回指導は、実務実習委員会からの指示に従い、全ての教員が分担して担当している（根拠資料5-3-1-⑤：平成26年度第Ⅰ期～Ⅲ期の実務実習施設訪問リスト、根拠資料5-3-1-⑥：病院、薬局実習巡回指導時の確認票）。従って、本観点は満たされている。

以上に加え、医療薬学講座の教員が、熊本県内外で開催される実務実習説明会に参加し、実務実習の円滑な実施に努めている（図5-3-1、表5-3-1）。

表5-3-1 平成26年度実務実習関係の説明会

日時	開催場所	主催	備考
平成26年3月5日	熊本大学薬学部	熊本県病院薬剤師会	
平成26年4月5日	ホテルセントラザ博多	九州・山口地区薬剤師会 薬局実務実習受入調整 機関	九州山口全県 対象
平成26年4月6日	佐賀県薬剤師会館	佐賀県薬剤師会	
平成26年4月8日	小倉薬剤師会館	福岡県薬剤師会	
平成26年4月9日	地場産くるめ	福岡県薬剤師会	
平成26年4月19日	鹿児島大学医学部	鹿児島県病院薬剤師会	

**【基準 5-3-2】**

学生の病院・薬局への配属が適正になされていること。

【観点 5-3-2-1】 学生の配属決定の方法と基準が事前に提示され、配属が公正に行われていること。

【観点 5-3-2-2】 学生の配属決定に際し、通学経路や交通手段への配慮がなされていること。

【観点 5-3-2-3】 遠隔地における実習が行われる場合は、大学教員が当該学生の実習および生活の指導を十分行うように努めていること。

**[現状]**

観点5-3-2-1に関して：学生の配属先は、保護者が居住する地区での実習の実施を原則に、九州・山口地区病院・薬局実務実習調整機構（以下、調整機構）が決定している。しかし、福岡市と長崎市に保護者が居住する学生については、実習施設不足のため、原則として熊本市内の受託医療施設が配属先となる旨、4年次9月に提示し理解を得たうえで配属している（根拠資料5-3-2-①：実務実習に係わる調査、根拠資料5-3-2-②：平成26年度実務実習施設マッチングシートまとめ（九州・山口地区調整機構から送付された資料）。従って、本観点は満たされている。

観点5-3-2-2に関して：学生の配属先に関して、アンケート（根拠資料5-3-2-①：実務実習に係わる調査）による学生の希望および保護者居住地を十分考慮した大学側の案を調整機構に提出している。この際には、①徒歩または公共交通機関での通学が可能であること、②実務実習中の居住地から1時間以内で通学が可能であることの2点を配慮している。調整機構における調整の結果、学生の希望への対応が困難な場合は、調整機構からの連絡内容を学生に伝え、学生の理解を得たうえで配属している。また、実習中に公共交通機関を利用する学生には定期券の使用を薦めている。

観点5-3-2-3に関して：遠隔地を含め、全施設への訪問指導を行っている（根拠資料5-3-2-③：平成26年度第Ⅰ期～Ⅲ期の実務実習施設訪問リスト、根拠資料5-3-2-④：病院、薬局実習巡回指導時の確認票（実物））。教員は、原則として自身の研究室所属の学生指導を行うように訪問先が割り当てられ、学生の個性に配慮した生活・実習指導が行いやすい状況および学生が相談しやすい状況が整えられている。さらに、携帯電話のメール機能を利用した連絡体制を構築し、これを用いた支援も行っており（根拠資料5-3-2-⑤：実務実習委員会責任者と学生とのメール送受信記録）、本観点は満たされている。

**【基準 5-3-3】**

実務実習モデル・コアカリキュラムに準拠した実務実習が、適正な指導者・設備を有する施設において実施されるよう努めていること。

【観点 5-3-3-1】 実務実習が適正な指導者のもとで実施されるよう努めていること。

【観点 5-3-3-2】 実務実習が適正な設備を有する実習施設において実施されるよう努めていること。

**[現状]**

観点5-3-3-1に関して：九州・山口地区病院・薬局実務実習調整機構（以下、調整機構）が認定した、実務実習モデル・コアカリキュラムを理解し、指導者としての研修を受けた適任の薬剤師（認定実務実習指導薬剤師）のいる施設で実務実習が行われている（根拠資料5-3-3-①：平成26年度実務実習施設マッチングシートまとめ（九州・山口地区調整機構から送付された資料）、根拠資料5-3-3-②：実務実習施設一覧（最終版））。従って、本観点は満たされている。

観点5-3-3-2に関して：実務実習を行うに十分な設備・組織を有すると調整機構が認定した施設で実務実習が行われている（根拠資料5-3-3-①：平成26年度実務実習施設マッチングシートまとめ（九州・山口地区調整機構から送付された資料）、根拠資料5-3-3-②：実務実習施設一覧（最終版））。従って、本観点は満たされている。

以上に加え、実務実習終了後には、実習報告書（根拠資料5-3-3-③：平成26年度実務実習報告書病院実習編、根拠資料5-3-3-④：平成26年度実務実習報告書薬局実習編）や学生アンケート（根拠資料5-3-3-⑤：平成26年度実務実習報告書（実務実習終了後アンケート調査結果））などをもとに、適正な指導者・設備のもとで実務実習が行われていることを確認している。また、同一地区で実習を実施している熊本大学薬学部の当該担当者とも毎回、会議を重ね、改善を要望する点を調整機構に申し入れ、次年度以降、より良い実務実習が実施されるよう努めている。

**【基準 5-3-4】**

実務実習が、実務実習モデル・コアカリキュラムの目標・方略に準拠して適切に実施されていること。

【観点 5-3-4-1】教育目標（一般目標・到達目標）が実務実習モデル・コアカリキュラムに準拠していること。

【観点 5-3-4-2】学習方法、時間数、場所等が実務実習モデル・コアカリキュラムに沿って実施されていること。

【観点 5-3-4-3】病院と薬局における実務実習の期間が各々標準（11週間）より原則として短くならないこと。

**[現状]**

観点5-3-4-1ならびに観点5-3-4-2に関して：本学薬学部の実務実習は九州・山口地区病院・薬局実務実習調整機構の調整に基づいて実施している。同機構では、実務実習モデル・コアカリキュラムの学習方略に掲げてある学習方法、時間数、場所に準拠して実務実習が実施可能な施設を委託施設として選定している（根拠資料5-3-4-①：平成26年度実務実習施設マッチングシートまとめ（九州・山口地区調整機構から送付された資料））。また、学生は、実務実習モデル・コアカリキュラムの到達目標を列記した「形成的評価表」（根拠資料5-3-4-②：病院、薬局実習の形成的評価表）を用いて自己評価を行い、指導薬剤師、大学教員はこれをもとに実習の進捗並びに実習要求全項目の終了を確認している。従って、これらの観点は満たされている。

観点5-3-4-3に関して：同機構はすべての委託施設に対して実務実習期間が11週間であることを定めている。さらに、指導薬剤師、大学教員は、実習日誌ならびに出欠表（根拠資料5-3-4-③：実務実習日記2014年度版（実務実習出欠表含む））により、実習の進捗並びに11週間の実習が行われたことを確認している。従って、本観点は満たされている。

**【基準 5-3-5】**

実務実習が、実習施設と学部・学科との間の適切な連携の下に実施されていること。

【観点 5-3-5-1】 事前打ち合わせ、訪問、実習指導などにおいて適切な連携がとられていること。

【観点 5-3-5-2】 実習施設との間で、学生による関連法令や守秘義務等の遵守に関する指導監督についてあらかじめ協議し、その確認が適切に行われていること。

**[現状]**

観点5-3-5-1に関して：実務実習開始前に、実務家教員は九州・山口地区各県の薬剤師会ならびに病院薬剤師会が主催・開催する説明会に出席して、実習を委託する施設の指導薬剤師に対して根拠資料5-3-5-①（「薬学実務実習受入のお礼と実習指導に関するお願い」）の各項目に関する説明、協議を行なっている（図5-3-1、表5-3-1）。実習委託施設が決定した後は、実務実習委員会が各指導薬剤師とのメールでの連絡網を作成し、実習中は指導薬剤師から学生の実習項目進捗状況や様子を随時報告いただける体制を構築している。また、実習施設を訪問した際には、教員は指導薬剤師に面会して実習中の学生の様子に関する詳細な情報を得たうえで学生に指導を行なうようにしている。従って、本観点は満たされている。

観点5-3-5-2に関して：本薬学部では、薬学教育協議会が作成した書式に基づき、学生による関連法令や守秘義務等の遵守に関する書式（根拠資料5-3-5-②：「実務実習における個人および法人機密情報保護に関する説明文書」）および誓約書（根拠資料5-3-5-③：「実務実習誓約書（学部長宛）」、根拠資料5-3-5-④：「実務実習誓約書（病院長または開設者宛）」）を作成している。実務実習事前説明会において学生に対してこの文書を口頭にて説明し、根拠資料5-3-5-③（「実務実習誓約書（学部長宛）」）に示す誓約書を学部長宛てに提出させている。別途、各実習施設の指導薬剤師に対する説明会において上記資料の内容や指導監督体制について確認をいただいております、そのうえで根拠資料5-3-5-④（「実務実習誓約書（病院長または開設者宛）」）に示す学生と学部長連名の誓約書を各実習施設長宛てに提出している。なお、実習施設において、独自に学生による関連法令や守秘義務等の遵守に関する書式を作成されている場合には、個別に内容について協議、確認を行なっている。これらのことから、本観点は満たされている。

**【基準 5-3-6】**

実務実習の評価が、実習施設と学部・学科との間の適切な連携の下、適正に行われていること。

【観点 5-3-6-1】 評価基準を設定し、学生と実習施設の指導者に事前に提示したうえで、実習施設の指導者との連携の下、適正な評価が行われていること。

【観点 5-3-6-2】 学生、実習施設の指導者、教員の間で、実習内容、実習状況およびその成果に関する評価のフィードバックが、実習期間中に適切に行われていること。

【観点 5-3-6-3】 実習終了後に、実習内容、実習状況およびその成果に関する意見聴取が、学生、実習施設の指導者、教員から適切に行われていること。

【観点 5-3-6-4】 実務実習の総合的な学習成果が適切な指標に基づいて評価されていることが望ましい。

**[現状]**

観点5-3-6-1に関しては、評価配分を「実務実習評点表」（根拠資料5-3-6-①：実務実習表点表（病院、薬局））（50点）、「実務実習ノート」（25点）、「感想レポート」（25点）とし、実務実習科目責任教員がこれらを統合して最終評価を行っている（根拠資料5-3-6-②：実務実習の成績評価方法）。このうち、「実務実習評点表」を用いた評価方法については、九州・山口地区各県の薬剤師会並びに病院薬剤師会が主催・開催する説明会で、「評価基準」（根拠資料5-3-6-③：実務実習評点表の評価基準について）を用いて説明している。実習中は「形成的評価表」（根拠資料5-3-6-④：病院、薬局実習の形成的評価表）を用いて継続的に評価し、実務実習開始前に「実務実習評点表」および「評価基準」は指導薬剤師に郵送し、それらを用いて実務実習終了時の最終的な評価をさせていただいている。「実務実習ノート」および「感想レポート」は、本薬学部で設定した指標に基づいて、実務実習担当教員が評価している（根拠資料5-3-6-②：実務実習の成績評価方法）。学生には、実務実習事前説明会において実務実習の評価方法について提示している。従って、本観点は満たされていると思われる。

観点5-3-6-2に関しては、本学においては、教員が薬局、病院を訪問する際に確認票（根拠資料5-3-6-⑤：病院、薬局実習巡回指導時の確認票）を用いて実習の進捗状況を把握するとともに、何か問題があった場合（あるいは特に注意が必要なことがあった場合）には、確認票中に設けられたコメント欄にその旨記載し、実務実習担当教員に報告することになっている。これにより、実務実習中の問題等に迅速に対応できるようになっている（根拠資料5-3-6-⑥：病院、薬局実習訪問指導時の確認票中の記載のコメントならび対応）。また、実務実習期間の中間時点で中



間報告会を開催している（根拠資料5-3-6-⑦：中間報告会学生説明資料）。学生全員を大学に登校させ、実習内容、実習状況および実習成果に関するスモールグループディスカッション（SGD）を実施後、指導薬剤師、実務家教員も同席した全体発表会を行い、発表内容についての質疑応答を行なっている。学生が中間報告会での発表用にまとめた実習内容、実習状況および実習成果に関するパワーポイント資料は、直ちに全ての指導薬剤師に報告している。訪問指導および中間報告会は、学生、指導薬剤師、教員の間で各施設における実習情報を共有させると共に、実習期間中にモデル・コアカリキュラム実習項目の進捗状況および理解度をチェックし、残りの実習における目標を再設定させることに繋がっている。従って、本観点は満たされていると思われる。

観点5-3-6-3に関しては、実務実習終了後の実習内容、実習状況およびその成果に関する意見聴取として、学生に対してはアンケート調査を実施し（根拠資料5-3-6-⑧：平成26年度実務実習報告書（実務実習終了後アンケート調査結果））、指導薬剤師に対しては「実務実習評点表」（根拠資料5-3-6-①：実務実習表点表（病院、薬局））の総合意見の欄に意見を記載いただいている。また、教員に対しては、実務実習終了後に、実務実習委員会委員長がメールにて意見聴取を行っている（根拠資料5-3-6-⑨：実務実習委員会（責任者）からのメール（2014.7.25および2015.3.3））。従って、本観点については満たされていると思われる。

観点5-3-6-4に関しては、指導薬剤師が根拠資料5-3-6-③（実務実習評点表の評価基準について）に示す「評価基準」をもとに評価した「実務実習評点表」（根拠資料5-3-6-①：実務実習表点表（病院、薬局））と、実務実習担当教員が根拠資料5-3-6-③（実務実習評点表の評価基準について）の「成績評価方法」に示す指標により評価した「実務実習ノート」および「感想レポート」の結果をもとに最終評価している。いずれも、学生の学習レベルを反映する指標が設定されており、従って、本観点は満たされていると思われる。



## 『薬学教育カリキュラム』

### 5 実務実習

#### [点検・評価]

本項目の各基準は、満たされている。特記事項は以下のとおりである。

- ・実務実習事前学習においては、専任の実務家教員に加え、指導薬剤師や他の医療スタッフ、患者を外部講師として迎え、より実践的な学習を行っている。【基準5-1-1】
- ・病院・薬局への配属は、アンケートによる学生の希望および保護者居住地を十分考慮しながら、適正に行われている。また、実習中の学生に対する指導・支援も全教員が行っている。【基準5-3-2】
- ・実務実習期間の中間時点で行う中間報告会は、学生、指導薬剤師、教員間での各施設の実習情報の共有と共に、モデル・コアカリキュラム実習項目の進捗状況および理解度の確認や指導薬剤師と教員間の連携の維持に繋がっている。【基準5-3-6】

#### [改善計画]

- ・現行の実務実習指導監督体制で問題はないと考えているが、実習期間中に学生の実習状況をよりリアルタイムに把握および指導できるような体制を整えていくため、ネットワークツールによる指導監督システム利用の可能性について検討していく予定である。

## 6 問題解決能力の醸成のための教育

### (6-1) 卒業研究

#### 【基準 6-1-1】

研究課題を通して、新しい発見に挑み、科学的根拠に基づいて問題点を解決する能力を修得するための卒業研究が行われていること。

【観点 6-1-1-1】卒業研究が必修単位とされており、実施時期および実施期間が適切に設定されていること。

【観点 6-1-1-2】卒業論文が作成されていること。

【観点 6-1-1-3】卒業論文には、研究成果の医療や薬学における位置づけが考察されていること。

【観点 6-1-1-4】学部・学科が主催する卒業研究発表会が開催されていること。

【観点 6-1-1-5】卒業論文や卒業研究発表会などを通して問題解決能力の向上が適切に評価されていること。

#### [現状]

観点6-1-1-1に関して：卒業論文実習として必修8単位を設定し、運用上5年次2単位、6年次6単位に分けている。5年次の卒業研究は4月から翌年の3月までの期間（実務実習期間を除く）、6年次の卒業研究は4月から11月までの期間に行われている。卒業研究の時間は、5年次に96時間、6年次に300時間であり、卒業研究のための十分な時間が確保されている（基礎資料11、根拠資料：シラバス pp.324～327、根拠資料：時間割表（1年分））。従って、本観点は概ね満たされている。

観点6-1-1-2に関して：卒業論文要旨を全員に提出させ（期限12月1日）、それらをまとめて学科で管理している（根拠資料6-1-1-①：平成26年度卒業論文要旨集）。なお、これとは別に、全学生は卒業論文を作成しており、研究室単位で管理している（根拠資料6-1-1-②：平成26年度卒業論文）。従って、本観点は満たされている。

観点6-1-1-3に関して：卒業論文要旨または卒業論文において、医療や薬学における位置づけが述べられている（根拠資料6-1-1-①：平成26年度卒業論文要旨集、根拠資料6-1-1-②：平成26年度卒業論文、根拠資料6-1-1-③：卒論のフォーマットと提出保管の概要）。よって、本観点は概ね満たされている。

観点6-1-1-4に関して：学部・学科主催の卒業論文発表会として、予備審査発表会を開催し、全学生がポスター発表を行っている（根拠資料6-1-1-④：平成26年度卒業論文予備審査発表会）。この発表会で各学生は、2名の教員（指導教員以外の教員）の前で研究内容を10分発表し、質疑応答を5分を行っている。各教員は、研究内容や質疑・応答の結果に基づいて評価・助言を行っている（根拠資料6-1-1-⑤：平成26年度卒業論文予備審査発表会 評価・コメント記入表）。従って、本観点は満たされている。

観点6-1-1-5に関して：本薬学部では、学部・学科主催の卒業論文予備審査発表会後、各研究室で行われる最終発表会または口頭試問、卒業論文作成を経て、卒業研究の最終評価が行われている。最終評価は指導教員により行われ、「取り組みや研究態度」、「問題解決能力（問題点の把握とそれに応じた解決へのアプローチ法に対する理解度や実践力）」、「発表や質疑応答」、「卒業論文内容」などについての薬学部共通の指標に基づき、ルーブリック形式で評価している（根拠資料6-1-1-⑥：卒業論文実習評価表）。従って、本観点は満たされている。

なお、本薬学部では、学部・学科主催の卒業論文予備審査発表会後、学生は各研究室での最終発表会または口頭試問、卒業論文作成まで卒業研究を継続する。学部・学科主催の卒業論文予備審査発表会で得た評価や助言は、学生が自身の研究について深く考え、その後の研究の方向性を定める一助となっている。また、各研究室の指導教員にとっても、この評価や助言により、学生の指導や評価をきめ細かく行えるようになっている。

## (6-2) 問題解決型学習

### 【基準 6-2-1】

問題解決能力の醸成に向けた教育が、体系的かつ効果的に実施されていること。

【観点 6-2-1-1】 問題解決能力の醸成に向けた教育が体系的に実施され、シラバスに内容が明示されていること。

【観点 6-2-1-2】 参加型学習、グループ学習、自己学習など、学生が能動的に問題解決に取り組めるよう学習方法に工夫がなされていること。

【観点 6-2-1-3】 問題解決能力の醸成に向けた教育において、目標達成度を評価するための指標が設定され、それに基づいて適切に評価されていること。

【観点 6-2-1-4】 卒業研究やproblem-based learningなどの問題解決型学習の実質的な実施時間数が18単位（大学設置基準における卒業要件単位数の1/10）以上に相当するよう努めていること。

### [現状]

観点6-2-1-1に関して：表6-2-1-①に示すとおり、1から3年次においては、早期体験学習や基礎系の実習・演習等が少人数グループで実施されており、その中で自ら問題発見・解決する機会が多く設定されている。また、さらに上位学年では、実務実習事前学習や実務実習に加え、卒業論文研究において、低学年で培った問題発見・解決能力をより実践的に活用し、薬学全般のさまざまな問題点を解決する能力をより一層研鑽できるように、科目配置・学習形式の設定がなされている。さらに、シラバスには問題解決能力の醸成に向けた内容を含むことが、その講義内容とともに明示されている（根拠資料：シラバスpp.78～80（生命倫理学）他）。従って、本観点は満たされている。

観点6-2-1-2に関して：表6-2-1に示すとおり、すべての科目で参加型学習、グループ学習、自己学習など、学生が能動的に問題解決に取り組めるよう学修方法に工夫がなされている。まず、1年次の早期体験学習ではスモールグループに分かれて、患者、老人、重症児の介助を体験し、学習したことをまとめ、発表討論会を行なうというようなユニークな取り組みをしている。3年次からの実習でもすべてグループ学習・自己学習を実施している。また、4～6年次には、教員数に応じて各研究室に均等に学生が配属され、学生は課されたテーマに沿って、一連の目的・方法・結果・考察の過程を学習し、卒業論文実習を行う。これとは別に、実務実習事前学習では症例の課題を与えられ、疾患や治療の解析を行い、問題点を抜き出しその解決法をレポートにまとめて発表するような **Problem-based** な解決能力を醸成する教育が行われている。従って、本観点は満たされている。

観点6-2-1-3に関して：本薬学部の問題解決能力の醸成に向けた教育においては、目標達成度の評価指標は全てルーブリック形式としており、これに基づいて達

成レベルを評価している（根拠資料：シラバスpp.78～80（生命倫理学）他）。従って、本観点は満たされている。

観点6-2-1-4に関して：本薬学部では現在、平成25および26年度の入学者を対象とする新カリキュラムとそれ以前の年度の入学者を対象とする旧カリキュラムが併存した状況にある。旧カリキュラムでは、問題解決型学習を取り入れている科目（実務実習、実務実習事前学習除く）としては、講義・演習系科目が計14単位（内選択科目3単位）、各研究室が担当する実習が計11単位、卒業論文実習が8単位であり、合計33単位（内選択科目3単位）である。このうち、問題解決型学習の実質的な実施時間数は15.0単位（内選択科目1.7単位）であり、18単位を若干下回っている（表6-2-1-A）。

表6-2-1-A 問題解決能力の醸成に向けた教育を行なう科目と単位数  
（旧カリキュラム）

	科 目	学習形式	単位	実単位数
1年次	生命倫理学	参加型学習	1	0.9
	早期体験学習	参加型学習・グループ学習	1	0.3
	基礎情報処理演習Ⅰ	自己学習	1	0.5
2年次	コミュニケーション論	参加型学習	1	0.3
	基礎情報処理演習Ⅱ	自己学習	1	0.5
	分析化学実習	グループ学習・自己学習	1	0.05
	薬化学実習	グループ学習・自己学習	1	0.05
	生薬学実習	グループ学習・自己学習	1	0.05
3年次	基礎科学英語	参加型学習	2	0.3
	衛生化学実習	グループ学習・自己学習	1	0.1
	薬理学実習	グループ学習・自己学習	1	0.1
	物理化学実習	グループ学習・自己学習	1	0.05
	微生物学実習	グループ学習・自己学習	1	0.5
	生化学実習	グループ学習・自己学習	1	0.1
	薬物投与設計学	参加型学習	3	0.1
4年次	医薬倫理学	参加型学習	1	0.9
	製剤学実習	グループ学習・自己学習	1	0.1
	薬剤学実習	グループ学習・自己学習	1	0.1
	医薬品化学実習	グループ学習・自己学習	1	0.3
5年次	卒業論文実習	参加型学習・グループ学習・自己学習	8*	8.0*
	救急救命医学（選択）	参加型学習・グループ学習	1	1.0
6年次	卒業論文実習	参加型学習・グループ学習・自己学習	8*	8.0*
	医学英語（選択）	参加型学習	2	0.7
合計			33	15.0

\* 卒業論文実習の単位は5、6年次の合計

一方、新カリキュラムにおいて、問題解決型学習を取り入れている科目（実務実習、実務実習事前学習除く）としては、講義・演習系科目が計 16 単位（内選択科目 3 単位）、各研究室が担当する実習が計 8 単位、総合薬学研究および総合薬学演習Ⅱが 10 単位であり、合計 34 単位（内選択科目 3 単位）である。このうち、問題解決型学習の実質的な実施時間数は 16.9 単位（内選択科目 1.7 単位）であり、旧カリキュラムに比較して単位数が増えているものの、18 単位を若干下回っている（表 6-2-1-B）。従って本観点は概ね満たされている

表 6-2-1-B 問題解決能力の醸成に向けた教育を行なう科目と単位数  
(新カリキュラム)

	科 目	学習形式	単位	実単位数
1年次	生命倫理学	参加型学習	1	0.9
	早期体験学習	参加型学習・グループ学習	1	0.3
	基礎情報処理演習	自己学習	1	0.5
2年次	コミュニケーション論	参加型学習	1	0.3
	物理化学Ⅲ	参加型学習	2	0.1
	薬物動態学Ⅰ	参加型学習	2	0.1
3年次	基礎科学英語	参加型学習	2	0.3
	薬物投与設計学	参加型学習	2	0.1
	分析・物理化学実習	グループ学習・自己学習	1	0.1
	薬化学・生薬学実習	グループ学習・自己学習	1	0.1
	医薬品化学実習	グループ学習・自己学習	1	0.3
	微生物学実習	グループ学習・自己学習	1	0.5
	生化学実習	グループ学習・自己学習	1	0.1
	衛生化学実習	グループ学習・自己学習	1	0.1
	薬理学実習	グループ学習・自己学習	1	0.3
	製剤・薬剤学実習	グループ学習・自己学習	1	0.2
4年次	医薬倫理学	参加型学習	1	0.9
	総合薬学研究Ⅰ	参加型学習・グループ学習・自己学習	8*	8.0*
5年次	救急救命医学（選択）	参加型学習・グループ学習	1	1.0
	総合薬学研究Ⅰ	参加型学習・グループ学習・自己学習	8*	8.0*
6年次	総合薬学研究Ⅱ・総合薬学演習Ⅱ	参加型学習・グループ学習・自己学習	2	2.0
	医学英語（選択必修）	参加型学習	2	0.7
合計			34	16.9

\* 総合薬学研究Ⅰの単位は 4、5 年次の合計

## 『薬学教育カリキュラム』

### 6 問題解決能力の醸成のための教育

#### [点検・評価]

本項目の各基準は、概ね満たされている。特記事項は以下のとおりである。

- ・学部・学科主催の卒業論文予備審査会を開催した後、進捗状況の確認を兼ねた最終審査を各研究室で行い、よりきめ細かい指導・評価を行えるようにしている。【基準6-1-1】
- ・問題解決型学習の実質的な実施時間数は、旧カリキュラムでは15.0単位（内選択科目1.7単位）、新カリキュラムでは16.9単位（内選択科目1.7単位）であり、大学設置基準の卒業要件単位数の1/10（18単位）を若干下回っている。【基準6-2-1】

#### [改善計画]

- ・問題解決型学習の実質的な時間数が少ないが、問題解決型学習の実施が比較的容易な実習を中心に授業内容の見直しを行う予定である。また、本学ではアクティブラーニングの導入を推進しており、アクティブラーニング事例集の作成や講演会・事例発表会を行っている（根拠資料6-s-①：アクティブラーニング事例集 Vol.1、根拠資料6-s-②：平成26年度第1回FD講演会およびFD研修会、根拠資料6-s-③：第2回FD講演会および研修会）。これらで提示される事例を参考に、実習以外の科目においても問題解決型学習の導入を検討していく予定である。

## 『 学生 』

### 7 学生の受入

#### 【基準 7-1】

教育研究上の目的に基づいて入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が設定され、公表されていること。

- 【観点 7-1-1】教育研究上の目的に基づいて入学者受入方針が設定されていること。
- 【観点 7-1-2】入学者受入方針を設定するための責任ある体制がとられていること。
- 【観点 7-1-3】入学者受入方針などがホームページ等を通じて公表され、学生の受入に関する情報が入学志願者に対して事前に周知されていること。

#### [現状]

観点7-1-1に関して：本薬学部では教育研究上の目的を、「医療の高度化に対応できる臨床能力に優れた薬剤師を養成し、人類の健康の維持と疾患の治療に役立つ生命科学研究を行う」と定めている。この教育研究上の目的に基づいて以下の入学者受入方針を掲げており、本観点は満たされている。

--

崇城大学薬学部 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）

- ・医療の高度化に対応できる臨床能力に優れた薬剤師を養成します。そのため、専門知識とそれを基盤とした問題発見・解決能力を修得する上で必要な、基礎学力と論理的思考を有する人。
- ・高い倫理観をもち、患者の立場に立った医療を提供できる薬剤師を養成します。そのため、思いやりと協調性をもってコミュニケーションがとれる人。
- ・社会に貢献できる薬の専門家を養成します。そのため、強い意志をもち、科学・医療の新しい分野にも積極的に挑戦できる、意欲ある人。

喫煙について：喫煙が健康に大きな影響を及ぼすことは、すでに広く知られています。薬学部は人の健康に関わる学問を学ぶところです。したがって、キャンパスを全面禁煙にしており、入学者は非喫煙者とします。

--

観点7-1-2に関して：本薬学部では、教務委員会において入学者受け入れ方針の設定や改訂のための検討を行って、設定・改定案を作成し、教授会においてそれを討議し、承認を得るようにしている。平成26年度最初の教務委員会、教授会にてアドミッションポリシーの見直しについて議論され、その必要は無いことが確認された（根拠資料7-1-①：平成26年度第1回教務委員会議事録、第122回薬学部教授会議事要録）。従って、本観点は満たされている。

観点7-1-3に関して：入学者受入方針は、薬学部ホームページ（根拠資料7-1-②：<http://www.ph.sojo-u.ac.jp/education/policy.html>）および入学試験要項（根拠資料7-1-③：崇城大学2015入学試験要項 p.24）等に明記している。入学試験



要項は願書とセットで配布され、志願者に入学者受入方針が周知されるよう図っている。従って、本観点は満たされている。

(本学独自の観点)「入学者は非喫煙者であることを入学者受け入れ方針として設定すること」に関して：薬学部は人の健康に関する学問を学ぶ場であるとともに、人類の健康の維持と治療に役立つ生命科学研究を行うことが、本薬学部の教育研究上の目的である。喫煙が健康に大きな影響を及ぼすことは広く知られていることから、入学者は非喫煙者であることを入学者受け入れ方針に記載することを独自の観点として設定した。このことは願書などでの確認は行っていないものの、入学試験要項の出願資格に明記してある(根拠資料 7-1-④：崇城大学 2015 入学試験要項 p.27, 31, 40, 43)。従って、本観点は満たされている。

**【基準 7-2】**

学生の受入に当たって、入学志願者の適性および能力が適確かつ客観的に評価されていること。

【観点 7-2-1】入学志願者の評価と受入の決定が、責任ある体制の下で行われていること。

【観点 7-2-2】入学者選抜に当たって、入学後の教育に求められる基礎学力が適確に評価されていること。

【観点 7-2-3】医療人としての適性を評価するための工夫がなされていることが望ましい。

**[現状]**

観点7-2-1に関して:大学で実施する各試験問題は独自に作成しており、数学、外国語の各入試問題は、総合教育の専任教員で組織される入試問題作成委員会で作成されている。理科(化学Ⅰ、Ⅱ)は、講師以上の薬学部専任教員で組織する入学試験問題作成委員会にて作成している。入学試験の試験監督は薬学部の専任教員が厳正に行ない、試験実施後は速やかに採点が行われ、大学の入試課と教務課で集計される。合否判定は、受験者の名前を伏せて試験科目全ての合計点を高得点順に並べた資料に基づき薬学部教授会にて決定した後、(根拠資料7-2-①:第128(専願)、129(一般推薦)、132(一般前期、センター利用前期(4教科5科目/3教科3科目)、センターマルチ)、135(センター後期)回 薬学部教授会議事要録)最終的には学長決済により合格者を確定している(根拠資料7-2-②:平成26年度入試合否判定決済書)。従って、本観点は満たされている。

観点7-2-2に関して:本薬学部入試ではすべての入試日程において、数学、化学、英語を必須科目として設定している。特に、薬学を学ぶ上で基礎となる科目である化学は、平成27年度入試から配点を増やし、総点中での化学の割合を高めている(根拠資料7-2-③:崇城大学2015入学試験要項 p.29, 31, 41, 46)。化学の問題作成は薬学部の専任教員が行って、薬学専門基礎科目の理解に必要な基礎学力が身につけているか判断できる問題を作成している。入試種別と入学者の学力、その後の進級状況の関係については分析を開始したところであるが、平成20年度入学者では、入試種別で専願推薦と一般推薦の退学者がやや高い傾向となっている。この年度の専願推薦と一般推薦の入試科目は英語と化学のみであったため、入学者の基礎学力を適切に評価できていなかった可能性がある。(根拠資料7-2-④:平成20年度入学生入試種別留年状況)。ただし、現在は全ての入試種別において数学/化学/英語を必修科目としている。従って、本観点は概ね満たされている。

観点7-2-3に関して:薬剤師になるための適性やコミュニケーション能力を評価する意味で、平成24年度入試から専願推薦試験において面接を行なっている。さらに、平成26年度入試より一般推薦入試においても面接を導入している(根拠

資料 7-2-⑤：薬学部入学試験面接要項)。従って、本観点は概ね満たされている。

**【基準 7-3】**

入学者数が入学定員数と乖離していないこと。

【観点 7-3-1】最近6年間の入学者数が入学定員数を大きく上回っていないこと。

【観点 7-3-2】最近6年間の入学者数が入学定員数を大きく下回っていないこと。

**[現状]**

観点7-3-1、観点7-3-2に関して：本薬学部の入学定員数は120名であり、平成21年度から平成26年度までの実際の入学者数を表7-3-Aに示す。入学者数はほぼ所定定員といえる（基礎資料2、基礎資料7）。従って、本観点は満たされている。

表7-3-A 入学受入数の推移

年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
入学受入数	136	131	124	132	140	129
入学者数/ 定員数	1.13	1.09	1.03	1.10	1.17	1.08

上記のことに加え、入学者を含む在籍学生数の推移（平成21年度から平成26年度）を表7-3-Bに示す。在籍学生数を収容定員数で除した値は1.02～1.10であり、在籍学生はほぼ収容定員内である。

表7-3-B 在籍学生数の推移（各年度末、3月時点）

年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
在籍学生数	502	620	736	763	791	792
在籍学生数/ 収容定員数	1.05	1.03	1.02	1.06	1.10	1.10

## 『 学 生 』

### 7 学生の受入

#### [点検・評価]

本項目の各基準は、概ね満たされている。特記事項は以下のとおりである。

- ・ 本薬学部では教育研究上の目的を、人類の健康の維持と治療に役立つ生命科学研究を行う、としていることからキャンパスを全面禁煙にしている。さらに、入学者は非喫煙者であることを入学者受け入れ方針とし、入学試験要項の出願資格に明記している。ただし、このことを願書によって確認するなど、入学選抜時での評価には結びつけてはいない。【基準 7-1】
- ・ 本薬学部では入学者選抜に当たり、特に薬学を学ぶ上で基礎となる化学については薬学部の専任教員が試験問題を作成している。さらに平成 27 年度入試からその配点を変更して総点中での割合を高めており、薬学専門基礎科目の理解に必要な基礎学力が身につけているか判断するようにしている。また、入試の種別と入学者の学力、その後の進級状況の関係については分析を開始したところである。過去の入試では、入試の必修科目が少なかったため、入学者の基礎学力を適切に評価できていなかった可能性もあるが、現在は全ての入試種別で数学／化学／英語を必修としており、対応ができていると考えられる。【基準 7-2】
- ・ 医療人としての適性やコミュニケーション能力を評価するために、これまでも専願推薦入試において面接を行ってきたが、平成 26 年度入試より一般推薦入試においても面接を実施している。【基準 7-2】

#### [改善計画]

- ・ 現時点で早急に改善計画を立案する必要がある事項はないと考える。しかし、入試における科目設定、配点、合格ライン設定の適切さについては、現在、入試の種別や入学者の学力、入学後の進級状況から分析を開始したところである。そのため、今後も引き続き分析を進めていく。また、医療人としての適性やコミュニケーション能力を評価する方策についても継続して検討を行っていく必要があると考える。

## 8 成績評価・進級・学士課程修了認定

### (8-1) 成績評価

#### 【基準 8-1-1】

各科目の成績評価が、公正かつ厳格に行われていること。

【観点 8-1-1-1】各科目において成績評価の方法・基準が設定され、かつ学生に周知されていること。

【観点 8-1-1-2】当該成績評価の方法・基準に従って成績評価が公正かつ厳格に行われていること。

【観点 8-1-1-3】成績評価の結果が、必要な関連情報とともに当事者である学生に告知されていること。

#### [現状]

観点8-1-1-1に関して：成績評価の方法・基準は、シラバスおよび入学時に配布される学生便覧に明記され、評価がこれらの基準に基づいて行われることが学生に対して周知されている（根拠資料：シラバス、根拠資料8-1-1-①：学生便覧 p.24）。従って、本観点は満たされている。

観点8-1-1-2に関して：評価は、シラバスの記述に従って行われている。多くの科目においてその方法は、学期末に行われる定期試験のみで評価するのではなく、中間試験や平常点評価（授業態度、レポート、小テストなど）を加味し総合的に行われている。これら評価項目のバランスは科目担当者にゆだねられているが、シラバス「学習到達度の評価」の項目に明記され、学生に周知されている。成績評価基準は、秀（90点以上）、優（80～89点）、良（70～79点）、可（60～69点）、不可（59点以下）であり、秀、優、良、可を合格とし、単位が付与されることが学則に明記されている。（根拠資料：シラバス、根拠資料8-1-1-①：学生便覧 p.24）。さらに、平成27年度以降はGPAによる評価を導入予定である。多くの教員は成績揭示の際、結果に対して異議がある場合は担当教員に申し出るように周知している。しかし、異議申し立ての制度化はされていない。従って、本観点は概ね満たされている。

観点8-1-1-3に関して：成績評価の結果については、科目担当者からの迅速な開示が掲示・口頭等の手段で実施されている。また、定期試験期間終了後の比較的早い時期に、学生は学生ポータル（WEBシステム）上で成績を自ら確認することも可能である。さらに、前期・後期終了後に、当該学期までの全成績を集計した後、学生に対しては各学期オリエンテーション時に担任を通して直接手渡され、保護者に対しては年2回3、9月頃に学業成績簿が送付されている（根拠資料8-1-1-②：学業成績簿見本）。従って、本観点は満たされている。

## (8-2) 進級

### 【基準 8-2-1】

公正かつ厳格な進級判定が行われていること。

【観点 8-2-1-1】進級基準（進級に必要な修得単位数および成績内容）、留年の場合の取り扱い（再履修を要する科目の範囲）等が設定され、学生に周知されていること。

【観点 8-2-1-2】進級基準に従って公正かつ厳格な判定が行われていること。

【観点 8-2-1-3】留年生に対し、教育的配慮が適切になされていること。

【観点 8-2-1-4】留年生に対し、原則として上位学年配当の授業科目の履修を制限する制度が採用されていることが望ましい。

### [現状]

観点8-2-1-1に関して:進級判定基準は、入学時に学則にて定められている(根拠資料8-2-1-①:学生便覧 p.187)。さらに、各学年最初のオリエンテーションで、在学する学年から上級学年への進級基準を配布し、すべての学生へ周知、確認させている(根拠資料8-2-1-②:平成26年度進級基準配布資料)。留年生が再履修を要する科目名については、各学生に学業成績簿を配布したうえで確認をさせている。従って、本観点は満たされていると考えられる。

観点8-2-1-2に関しては、薬学部教務委員会および教授会にて成績資料を二重に精査し、進級基準に基づいて厳格な進級判定を行なっている(根拠資料8-2-1-③:第136回薬学部教授会議事要録、平成26年度第11回教務委員会議事録)。従って、本観点は満たされている。

観点8-2-1-3に関して:本学では学科学年担任制度を採用しており、各クラス担任が留年生へ進級不可であることを通知するとともに、学生との面談を行い、留年中の学生生活のサポートを行う体制が整っている(根拠資料8-2-1-④:クラス担任による学生指導ガイド)。本年度2年生より新カリキュラムとなっており、科目によっては開講年次が変更になっているが、留年することで受講が不可能とならないように時間割において十分な配慮を行っている。それでも調整が難しかった有機化学Ⅱは留年生のみに対応した講義を開講した(根拠資料:時間割表)。従って、本観点は満たされている。

観点8-2-1-4に関して:本学では留年生に対して上位学年配当の授業科目の履修を履修規定にて制限している(根拠資料8-2-1-⑤:学生便覧 p.186)。従って、本観点は満たされている。

**【基準 8-2-2】**

学生の在籍状況（留年・休学・退学など）の適切性が確認され、必要な対策が実施されていること。

【観点 8-2-2-1】 学生の在籍状況（留年・休学・退学など）が入学年次別に分析され、必要に応じた対策が適切に実施されていること。

**[現状]**

観点8-2-2-1に関して：本薬学部においては、1・2年次において留年・休学・退学者が集中する傾向にある（基礎資料2-2）。特に平成21年度の1年次留年生は34名であり、基礎専門科目である物理化学、有機化学、分析化学などが複数不合格となって留年するケースが大半であった。つまり、薬学を学ぶ上で重要な化学の基礎学力を適切に評価できていなかった可能性がある。そこで、平成27年度入試からは各入試種別において総配点中の化学の割合を増やし、化学の基礎学力をより適切に評価できるよう工夫している。さらに、高校で物理または生物を履修していない学生もこれらの専門科目にスムーズに取り組めるよう、薬学準備教育科目（薬学基礎物理学・薬学基礎物理学演習・薬学基礎生物学・薬学基礎化学・薬学基礎化学演習）を必修科目として、平成25年度入学者より1年前期に開講している。その結果、平成25年度の1年次留年生は4名、本年度の留年生は10名となり、一定の成果が得られたと考えられる。本年度の留年者数は学生823名中87名（10.6%）、休学者数は11名（1.3%）、退学者数は4名（0.5%）であり、比較的強く抑えられている。本年度は6年次に留年者数が多かったため、平成27年度より低学年の成績不振者に対して少人数での補講などで基礎学力の向上を図るなどの対策を行う予定である。従って、本観点は概ね満たされている。



### (8-3) 学士課程修了認定

#### 【基準 8-3-1】

教育研究上の目的に基づいて学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）が設定され、公表されていること。

【観点 8-3-1-1】教育研究上の目的に基づいて学位授与の方針が設定されていること。

【観点 8-3-1-2】学位授与の方針を設定するための責任ある体制がとられていること。

【観点 8-3-1-3】学位授与の方針が教職員および学生に周知されていること。

【観点 8-3-1-4】学位授与の方針がホームページなどで広く社会に公表されていること。

#### [現状]

観点8-3-1-1に関して：本薬学部では教育研究上の目的を、「医療の高度化に対応できる臨床能力に優れた薬剤師を養成し、人類の健康の維持と治療に役立つ生命科学研究を行う」と定めている。この教育研究上の目的に基づいてカリキュラムを策定し、以下の学位授与の方針を掲げており、本観点は満たされている。

--

崇城大学薬学部 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

- ・医療人としての豊かな人間性と高い倫理観を身につけたもの
- ・薬剤師としての高度な知識を習得したもの
- ・地域の人々の健康増進、公衆衛生の向上に貢献できるもの
- ・科学的思考にもとづく問題発見・解決能力を有するもの

--

観点8-3-1-2に関して：本年度、本薬学部では、学習成果型教育の導入に伴って、学習アウトカムを定めた。これに伴って、ディプロマ・ポリシーの見直しが必要となったため、薬学部FDにて全教員に対して改訂ディプロマ・ポリシーの説明を行った後、教授会においてそれを討議し、上記ディプロマ・ポリシーを最新版として承認を得た。（根拠資料8-3-1-①：薬学部FD<平成27年度からの薬学教育モデル・コアカリキュラム（平成25年度改訂版）実施に向けて>、根拠資料8-3-1-②：第128回薬学部教授会議事要録）従って、本観点は満たされている。

観点8-3-1-3に関して：教職員に対しては年度初めに、メールで学位授与の方針の周知を行っている（根拠資料8-3-1-③：宮本教授配信メール<教育研究上の目的と3つのポリシーの確認のお願い>）。また学生に対しても、オリエンテーションにて3つのポリシーを記載した資料を配付して学生に周知している。（根拠資料8-3-1-④：オリエンテーション資料<教職員並びに学生の皆さんへ>）

観点8-3-1-4に関して：学位授与の方針は薬学部ホームページ（根拠資料8-3-1-⑤：<http://www.ph.sojo-u.ac.jp/education/policy.html>）等に公開し、教職員・学生・一般市民に広く周知している。従って、本観点は満たされている。

**【基準 8-3-2】**

**学士課程修了の認定が、公正かつ厳格に行われていること。**

【観点 8-3-2-1】 学士課程の修了判定基準が適切に設定され、学生に周知されていること。

【観点 8-3-2-2】 学士課程の修了判定基準に従って適切な時期に公正かつ厳格な判定が行われていること。

【観点 8-3-2-3】 学士課程の修了判定によって留年となった学生に対し、教育的配慮が適切になされていること。

[現状]

観点8-3-2-1に関して：学士課程の修了判定基準は、履修規定に卒業要件として明記され、学生に周知されている（根拠資料8-3-2-①：平成21年度学生便覧p.188）。

---

（卒業要件）

卒業するためには本学に6年以上在学し、必修科目の単位を含めて194単位以上を修得しなければならない。ただし、194単位の中には、次の単位を含むこと。

人間科学分野単位 8単位

外国語分野 8単位（必修科目 6単位含む）

専門基礎 8単位

専門科目 170単位（必修科目 161単位含む）

---

従って、本観点は満たされている。

観点8-3-2-2に関して：毎年2月に開催される薬学部教授会において各学生の単位取得状況一覧表をもとに、上記基準に従った公正かつ厳格な判定を行っており、最終的に学長が卒業を認定している（根拠資料8-3-2-②：第134回教授会議事要録、根拠資料8-3-2-③：平成26年度進級・卒業判定資料、根拠資料8-3-2-④：平成26年度卒業判定決済書）。平成26年度は33名が上記基準を満たすことができず留年となった。また、本薬学部ではディプロマ・ポリシーとして、「医療人としての豊かな人間性と高い倫理観を身につけたもの」と掲げている。卒業要件ではないがこの点を評価するため、「あなたが目指す医療人としての豊かな人間性と高い倫理観を身に付けた薬剤師」についてのレポートを全6年生に課し（根拠資料8-3-2-⑤：倫理観レポート）、全員がこのディプロマ・ポリシーを満たしていることを確認した（根拠資料8-3-2-②：第134回教授会議事要録）。なお、レポート評価は各学生の卒業研究指導教員が可否の2段階評価で行っている。従って、本観点は満たされている。

観点8-3-2-3に関して：留年生に対しては担任との面談等を通じて学習相談や助言を行ない、メンタル面からのサポートをおこなった（根拠資料8-3-2-⑥：学

士課程留年生への学生支援記録表)。さらに、週 1 回の補講と自主学習を課していたが、必ずしも徹底されていなかった。今後は、学士課程留年生に対する明確な教育プログラムの構築が必要であると考えられる。従って、本観点は一部に懸念事項があるものの、概ね満たされている。

**【基準 8-3-3】**

教育研究上の目的に基づいた教育における総合的な学習成果を適切に評価するよう努めていること。

【観点 8-3-3-1】 教育研究上の目的に基づいた教育における総合的な学習成果を測定するための指標を設定するよう努めていること。

【観点 8-3-3-2】 総合的な学習成果の測定が設定された指標に基づいて行われていることが望ましい。

**[現状]**

観点8-3-3-1に関して：本学部では、教育研究上の目的を「医療の高度化に対応できる臨床能力に優れた薬剤師を養成し、人類の健康の維持と疾患の治療に役立つ生命科学研究を行う」と定めている。すなわち、優れた臨床能力と研究に重要な問題解決能力を兼備した薬剤師養成である。この目的を達成するために、薬学教育モデル・コアカリキュラムに準拠した専門教育課程が段階的かつ系統的に整備されている。特に基礎薬学と臨床薬学を網羅した総合薬学演習を実施する教育プログラムは、本学部の目的とする薬剤師養成を目指し設定されたものである。

臨床能力における学習能力を判断するために、6年次の総合薬学演習Ⅲにおいて基礎薬学と臨床薬学を網羅した試験を実施し、この点数を指標としている。問題解決能力における学習成果は卒業論文実習（5～6年次、8単位）での卒業論文作成・卒業論文発表会等によって測定しており、それぞれ評価指標を設定している（根拠資料8-3-3-①：卒業論文予備審査会評価表、卒業論文実習評価表）。従って、本観点は概ね満たされている。

観点8-3-3-2に関して：臨床能力における学習成果を判断する指標として、上述の試験を複数回実施し、その点数を指標として総合的な学習成果を判断している。問題解決能力における学習成果は、上述の指標に基づいて、卒業論文実習の単位として評価をしている。従って、本観点は概ね満たされている。

## 『 学 生 』

### 8 成績評価・進級・学士課程修了認定

#### [点検・評価]

本項目の各基準は概ね満たされている。特記事項は以下のとおりである。

- ・ 学生は定期試験期間終了後の比較的早い時期に、成績評価の結果を学生ポータル（WEBシステム）上で確認できるほか、保護者へも年2回学業成績簿を送付している。さらに、来年度以降にGPAによる評価を導入予定である。【基準8-1-1】
- ・ 低学年次、および学士課程の終了認定で留年する学生がやや多い傾向にある。【基準8-2-2】
- ・ 本薬学部ではディプロマ・ポリシーとして、「医療人としての豊かな人間性と高い倫理観を身につけたもの」と掲げている。この点を評価するため、「あなたが目指す医療人としての豊かな人間性と高い倫理観を身に付けた薬剤師」についてのレポートを6年生に課し、全員がこのディプロマ・ポリシーを満たしていることを確認した。【基準8-3-2】
- ・ 学士課程留年生に対して、補習および自主学習を課していたが、必ずしも徹底されていなかった。今後は、卒業延期生に対しての明確な教育プログラムの構築が必要である。【基準8-3-2】

#### [改善計画]

- ・ 基礎学力が低く留年する学生に対して、低学年時から補講などで学力の向上を図るなどの対策を計画する。
- ・ 学士課程留年生に対して、明確な教育プログラム構築の必要があるため検討を開始したところである。

## 9 学生の支援

### (9-1) 修学支援体制

#### 【基準 9-1-1】

学生が在学期間中に教育課程上の成果を上げられるよう、履修指導・学習相談の体制がとられていること。

【観点 9-1-1-1】 入学者に対して、薬学教育の全体像を俯瞰できるような導入ガイダンスが適切に行われていること。

【観点 9-1-1-2】 入学までの学修歴等に応じて、薬学準備教育科目の学習が適切に行われるように、履修指導が行われていること。

【観点 9-1-1-3】 履修指導（実務実習を含む）において、適切なガイダンスが行われていること。

【観点 9-1-1-4】 在学期間中の学生の学習状況に応じて、薬学教育科目の学習が適切に行われるように、履修指導・学習相談がなされていること。

#### [現状]

観点9-1-1-1に関して：入学直後に行われる全学規模の1泊2日の阿蘇研修（根拠資料9-1-1-①：阿蘇研修スケジュール）に加え、薬学部独自のガイダンスを実施している。この中でカリキュラムの概要を説明するほか、共用試験（CBT/OSCE）、実務実習、国家試験など在学习中の主要なイベントの時期や概略を時系列で理解できるように説明を行っている（根拠資料9-1-1-②：平成26年度新生オリエンテーション教務委員長説明資料）。従って、本観点は満たされている。

観点9-1-1-2に関して：高校で物理または生物を履修していない学生も薬学の専門科目にスムーズに取り組めるよう、薬学準備教育科目として薬学基礎物理学・薬学基礎化学・薬学基礎生物学を1年前期に開講している（根拠資料：シラバスpp.67-68, p.73, pp.76-77）。これらはすべて必修科目であり、全員履修することになっている。従って、本観点は満たされている。

観点9-1-1-3に関して：各学年前・後期とも初日に担任が学年単位で履修ガイダンスを行い、履修科目の適切な選択・登録を行うように指導している（根拠資料9-1-1-③：各学年オリエンテーション資料抜粋版）。実務実習に関しては、実習開始直前にガイダンスを行って評価基準、実習報告書の書き方などについて説明を行っている。（根拠資料9-1-1-④：平成26年度実務実習説明会資料）。従って、本観点は満たされている。

観点9-1-1-4に関して：本学では学科学年担任制度を採用しており、学生に対する履修指導や、成績・出席不良者に対しては呼び出し、個別の学習相談を行っている。（根拠資料9-1-1-⑤：学生便覧 p.11、根拠資料9-1-1-⑥：担任による学生支援記録表）。従って本観点は満たされている。

**【基準 9-1-2】**

学生が学修に専念できるよう、学生の経済的支援に関する体制が整備されていること。

【観点 9-1-2-1】奨学金等の経済的支援に関する情報提供窓口を設けていること。

【観点 9-1-2-2】独自の奨学金制度等を設けていることが望ましい。

**〔現状〕**

観点9-1-2-1に関して：本学学生厚生課が奨学金関連情報の窓口となって、奨学金募集をはじめとした連絡を薬学部棟の掲示板で行なっており、毎年4月には薬学部棟内で日本学生支援機構奨学金募集説明会を行っている。さらに、薬学生のみを対象とした奨学金については、学部の進路支援委員会が窓口となって情報提供を行っている。上記のことに加え、各種団体等による育英制度を紹介している（根拠資料9-1-2-①：学生便覧 p.121）。従って、本観点は満たされている。

観点9-1-2-2に関して：本学独自の奨学金制度である「君が淵奨学会」による学生への経済的支援がなされている（根拠資料9-1-2-②：学生便覧 p.117）。具体的には、入試合格者の中から成績の特に優れている学生を選抜し、特待生として6年間の学費の全額または大部分を給付する「特待生制度」がある。平成26年度薬学部入学者では、A特待該当者（年間180万円給付）は5名であり、B特待該当者（年間130万円給付）は9名であった（根拠資料9-1-2-③：平成26年度入学者特待生リスト）。さらに、2年次以上の学業優秀学生に給付金を支給する「学業優秀奨学生制度」が設けられている。平成26年度は、2年生から5年生が各学年3名ずつ、6年生が2名と計17名が該当し、20万円が給付された（根拠資料9-1-2-④：第122回教授会議事要録）。従って、本観点は満たされている。

**【基準 9-1-3】**

学生が学修に専念できるよう、学生の健康維持に関する支援体制が整備されていること。

【観点 9-1-3-1】 学生のヘルスケア、メンタルケア、生活相談のための学生相談室などが整備され、周知されていること。

【観点 9-1-3-2】 健康管理のため定期的に健康診断を実施し、学生が受診するよう適切な指導が行われていること。

**[現状]**

観点9-1-3-1に関して：学生の生活相談、学修支援からヘルスケア、メンタルケアを行う組織として学生支援センターが本学図書館4階に設置されている。芸術・薬学部キャンパスには、看護職員またはカウンセラーどちらかが週3日は待機しており、これらのことは学生便覧（根拠資料9-1-3-①：学生便覧 p.109）ならびに大学ホームページにて学生に周知している（根拠資料9-1-3-②：崇城大学学生支援センターホームページ <http://www.sojo-u.ac.jp/campus/studentcenter.html>）。さらに、本学部では小児科医2名、神経内科医1名が専任教員として勤務しているため、同教員の厚意によって学生のヘルスケアおよびメンタルケアについて支援が行われている。メンタルケアと生活相談に関しては、担任が細やかな支援を行っている。従って、本観点は満たされている。

観点9-1-3-2に関して：本薬学部では毎年4月に3、6年生に、2月に4年生に健康診断を実施しており、学生が受診するようにオリエンテーションで担任が指導している。学生の受診率は以下の通りであり、ほとんどの学生が健康診断を受診している。従って、本観点は満たされている。

表9-1-3 平成26年度学生健康診断受診率

	3年生	4年生	6年生
受診率	99.2 %	95.8 %	100 %

上記のことに加え、学生の健康維持に関して特に優れた点として、本学部では学部内完全禁煙を徹底し、学外での喫煙学生一掃も視野に入れた禁煙教育と指導を行っている。禁煙を試みる学生には、教員有志の寄付により開設された禁煙寄付基金からの補助（健康保険適応分）を行い、数名が禁煙に成功している。さらに、平成22年度実施の入学試験から、入学者は非喫煙者とする旨を入学試験要項に記載し、禁煙への取り組みを強化している（根拠資料9-1-3-③：崇城大学2015入学試験要項 p.24）。



**【基準 9-1-4】**

学生に対するハラスメントを防止する体制が整備されていること。

【観点 9-1-4-1】 ハラスメント防止に関する規定が整備されていること。

【観点 9-1-4-2】 ハラスメント問題に対応する委員会・相談窓口が設置されていること。

【観点 9-1-4-3】 ハラスメント防止に関する取組みについて、学生への広報が行われていること。

**[現状]**

観点9-1-4-1に関して:崇城大学ではハラスメント防止に関する規程を定めている(根拠資料9-1-4-①:崇城大学ハラスメント防止に関する規程)。従って、本観点は満たされている。

観点9-1-4-2に関して:崇城大学ではハラスメントが起きた場合に被害者を救済し、問題を迅速に解決するため、ハラスメント防止対策委員会を設置している。相談窓口として学内において教員13名(うち、薬学部教員2名)、職員5名のハラスメント相談員が配置されている(根拠資料9-1-4-②:学生便覧 pp.110-112)。従って、本観点は満たされている。

観点9-1-4-3に関して:大学ホームページにおいて、ハラスメント防止対策に関する大学の取組みを提示して、広報を行っている(根拠資料9-1-4-③:崇城大学ハラスメント防止対策ホームページ <http://www.sojo-u.ac.jp/about/kimigafuchi/organization/harassment/>)。また、学生便覧にもハラスメントの定義、相談先、解決までのプロセスが記載されている(根拠資料9-1-4-②:学生便覧 pp.110-112)。さらに、新入生オリエンテーション時にハラスメント防止に関する組織があることを紹介している(根拠資料9-1-4-④:平成26年度入学者オリエンテーション学科長資料)ほか、学生掲示板にもハラスメント相談員の連絡先を掲示して学生への広報に努めている。従って、本観点は満たされている。

**【基準 9-1-5】**

身体に障がいのある者に対して、受験の機会を提供するよう配慮するとともに、身体に障がいのある学生に対する施設・設備上および学修・生活上の支援体制の整備に努めていること。

【観点 9-1-5-1】身体に障がいのある者に対して、受験の機会を提供するよう配慮していること。

【観点 9-1-5-2】身体に障がいのある学生に対する施設・設備上および学修・生活上の支援体制の整備に努めていること。

**[現状]**

観点9-1-5-1に関して:本学部では、身体に障がいのある者に対して受験制限を行っていない。また、受験に際して特別な配慮が必要な場合は、出願前に連絡してもらうことで対応が可能であり(根拠資料9-1-5-①:崇城大学2015入学試験要項 p.10)、受験の機会は十分確保されていると考える。従って、本観点は満たされている。

観点9-1-5-2に関して:本学部では学部建物内ほぼ全ての講義室や実習室がバリアフリーとなっており、身障者用駐車スペースから講義室、実習室等に至るまで健常者と概ね同様に移動、利用することが可能である。また、身障者用トイレに関しても薬学部棟のすべての階に整備済みである。今後、身体に障がいがある学生の入学が決定した場合、障がいの種類や程度に応じて、迅速に施設・設備上及び学習・生活上の支援体制を更に整備する予定である。従って、本観点は満たされている。

**【基準 9-1-6】**

学生が主体的に進路を選択できるよう、必要な支援体制が整備されていること。

【観点 9-1-6-1】進路選択に関する支援組織や委員会が設置されていること。

【観点 9-1-6-2】就職セミナーなど、進路選択を支援する取組みを行うよう努めていること。

**[現状]**

観点9-1-6-1に関して：全学的な進路支援組織として、各学部キャリアアドバイザー、担任等から組織される就職委員会が設置され、就職資料閲覧室（全学就職課、薬学部2階進路支援室）の整備がなされている。（根拠資料：学生便覧 p.131）さらに、本薬学部でも就職・進路指導教員（キャリアアドバイザー）、5・6年担任、教務委員長を中心とした進路支援委員会が設置されている（根拠資料9-1-6-①：平成26年度薬学部委員会委員）。従って、本観点は満たされている。

観点9-1-6-2に関して：全学の就職委員会が中心となり、企業合同セミナーが年3回開催されているほか、多岐にわたる進路選択支援活動が行われている（根拠資料9-1-6-②：平成26年度就職行事予定表）。薬学部においても2階に進路支援室を設置し、企業パンフレットや求人票（専用掲示板を学内に設置）を学生が必要に応じて自由に閲覧できる環境を提供している。さらに、学部の進路支援委員会も以下の様な行事を主催し、学生の進路選択を積極的に支援している（根拠資料9-1-6-③：薬学部進路支援委員会主催行事案内一覧）。したがって本観点は満たされている。

平成26年度 薬学部進路支援委員会主催行事

- ・夏季企業勉強会 7月28日
- ・医療法人協会加盟薬剤部求人説明会 8月2日
- ・再春館製薬所・堀場エステック阿蘇工場見学会 9月10日
- ・崇城大学薬学部進路相談会 12月4～5日
- ・中小規模病院紹介セミナーin崇城大学薬学部 12月5日

**【基準 9-1-7】**

学生の意見を教育や学生生活に反映するための体制が整備されていること。

【観点 9-1-7-1】学生の意見を収集するための組織や委員会が設置されていること。

【観点 9-1-7-2】学生の意見を教育や学生生活に反映するために必要な取組みが行われていること。

**[現状]**

観点9-1-7-1に関して:学生からの意見を収集し教育や学生生活に反映させる全学的な組織として学生厚生委員会、学部では教務委員会が設置されている(根拠資料9-1-7-①:平成26年度薬学部委員会委員)。学生からの意見は、担任やチューターが直接的な窓口として対応するほか、薬学部事務室に設置してある目安箱を通じて上記委員会への意見の収集が行われている。従って、本観点は満たされている。

観点9-1-7-2に関して:学生からの意見は、各学年担任を構成員として含む学部教務委員会や、全学の学生厚生委員会で取り上げ対応策を協議している。さらに、各学科からの代表学生数名が、学生モニターとしてアンケートへの回答を行ない、教職員との意見交換会に参加している(根拠資料9-1-7-②:平成26年度学生モニターアンケート、平成26年度教職員と学生モニターのミーティング議事録)。また、設備に関する要望については、学生の意見を踏まえて予算委員会で議論し、学科長から本部に対して毎年要望を行っている(根拠資料9-1-7-③:平成27年度予算要望書)。例えば、これまでに、学生用駐車場外灯の増設、薬学部図書室にカウンター支払い機能付きコピー機(1台)の設置などが実現している。従って、本観点は満たされている。

(9-2) 安全・安心への配慮

【基準 9-2-1】

学生が安全かつ安心して学修に専念するための体制が整備されていること。

【観点 9-2-1-1】 実験・実習および卒業研究等に必要な安全教育の体制が整備されていること。

【観点 9-2-1-2】 各種保険（傷害保険、損害賠償保険等）に関する情報の収集・管理が行われ、学生に対して加入の必要性等に関する指導が適切に行われていること。

【観点 9-2-1-3】 事故や災害の発生時や被害防止のためのマニュアルが整備され、講習会などの開催を通じて学生および教職員へ周知されていること。

[現状]

観点9-2-1-1に関して：学生実習が始まる年次のオリエンテーションの際に、実習に対する一般的な安全教育を行っている。動物実験に関しては、薬理学実習の1コマを使って動物実験教育訓練を行っている（根拠資料9-2-1-①：薬理学実習書付録2）。さらに、各実習の冒頭でそれぞれの実習における細かな注意点の説明がなされている。学生実習の指導は教授を含む担当研究室の教員全員で行なっており、教員一人当たりの学生数は約20-30名である。各研究室に配属後は、担当教員で改めて研究分野に対応した安全教育を行っている。研究室への学生の配属は、各研究室の教員数に応じて行っている。実習指導は全ての教員で行っており、教員1名あたりの担当学生数は4~8名と教員の目が行き届く範囲で研究を行なえるようになっている（基礎資料11）。また、万が一の事故対策として、各階に安全シャワー、学生実習室には洗眼器が備えられている。従って、本観点は満たされている。

観点9-2-1-2に関して：入学時に本学学生全員が、「学生教育研究災害傷害保険」に加入しており、この費用は大学が負担している（根拠資料9-2-1-②：学生便覧p.115）。また、早期体験学習および実務実習に際し、医療・福祉系学生の学校管理下敷地外での傷害・賠償・感染事故に対応できる総合補償制度「Will2」（日本看護学校協議会共済会）への加入を義務づけている（根拠資料9-2-1-③：総合補償制度「Will」加入者証）。従って、本観点は満たされている。

観点9-2-1-3に関して：本薬学部では、これまで事故や災害の発生時や被害防止のためのマニュアルが整備されていなかったため、本年度、安全・衛生委員会で「崇城大学薬学部における事故・災害発生時の対応マニュアル」を作成した（根拠資料9-2-1-④：崇城大学薬学部における事故・災害発生時の対応マニュアル）。本マニュアルは後期開始前のオリエンテーションの際に学生に配布して周知を行った。従って、本観点は満たされている。

上記のことに加え、本学部では5年次の長期実務実習に備え、4年後期にツベルクリン反応、水痘、風疹、ムンプス、麻疹に関する抗体価検査を行い、必要に応じ

てワクチン接種を義務付け、安心して実務実習に臨めるようにしている。

## 『 学 生 』

### 9 学生の支援

#### [点検・評価]

本項目の各基準は、満たされている。特記事項は以下のとおりである。

- ・ 学生が学修に専念できるようにするための経済的支援に関しては、本学学生厚生課が窓口となり、奨学金募集をはじめとした連絡を薬学部棟の掲示板で行っている。薬学生のみを対象とした奨学金については、本薬学部の進路支援委員会が窓口となり、情報提供を行っている。さらに、本学独自の奨学金制度である「君が淵奨学会」による学生への経済的支援がなされており、入試合格者の中から成績の特に優れている学生を選抜し、特待生として 6 年間の学費の全額または大部分を給付する「特待生制度」と 2 年次以上の学業優秀学生に給付金を支給する「学業優秀奨学生制度」がある。【基準 9-1-2】
- ・ 学生の健康維持に関する優れた点として、本薬学部では学部内完全禁煙を徹底し、学外での喫煙学生一掃も視野に入れた禁煙教育と指導を行っている。禁煙を試みる学生には禁煙寄付基金からの補助を行い、数名が禁煙に成功している。さらに、平成 22 年度実施の入学試験から入学者は非喫煙者とする旨を入学試験要項に記載し、禁煙への取り組みを強化している。【基準 9-1-3】
- ・ 学生の進路選択については本薬学部に進路支援室を設置しているほか、進路支援委員会が製薬メーカーの工場見学の企画や、病院・調剤薬局・製薬メーカー等の就職担当者による進路説明会などを主催することにより、学生の進路選択を積極的に支援している。【基準 9-1-6】

#### [改善計画]

- ・ 本薬学部では学生の学修上の問題のみならず、メンタルヘルスをはじめとする健康維持に関する問題についてもこれまで教務委員会で取り扱ってきた。そこで、学生厚生に関する薬学部での組織体制を充実させるために、平成 27 年度から全学学生厚生委員の下に各学年担任を含めた薬学部学生厚生委員会を組織し、薬学部独自の学生厚生を充実させる予定である

## 『教員組織・職員組織』

### 10 教員組織・職員組織

#### (10-1) 教員組織

##### 【基準 10-1-1】

教育研究上の目的に沿った教育研究活動の実施に必要な教員が置かれていること。

【観点 10-1-1-1】専任教員数が大学設置基準に定められている数以上であること。

【観点 10-1-1-2】教育の水準の向上をより一層図るために専任教員数が大学設置基準に定められている数を大幅に超えるよう努めていること（例えば、1名の教員に対して学生数が10名以内であることが望ましい）。

【観点 10-1-1-3】専任教員について、教授、准教授、講師、助教の数と比率が適切に構成されていること。

##### [現状]

観点10-1-1-1に関して：学部収容定員数は720名（定員：各学年120名）であり、大学設置基準で求められる教員数は30名（大学設置基準別表1より、収容定員600名までに必要な専任教員数28名に超過定員120名に対する教員数2名を加算）である。これに対し、平成26年4月現在の薬学部の専任教員数は、教授19名、准教授11名、講師4名、助教6名の合計40名である（その他、助手1名が配置されている）（基礎資料8）。また専任教員40名のうち、34名は薬剤師の資格、3名は医師の資格を有する。助教以上の専任教員は40名であるので、本観点は満たされている。

観点10-1-1-2に関して：学部収容定員数の720名（基礎資料2）に対し、前出の通り専任教員数は40名である（基礎資料8）。したがって教員一人当たりの学生数は18名となり、望ましいとされる10名以内には達していない。10名以内程度にするには32名程度の教員が必要となる。関係部署との調整を図りながら専任教員数の増加を目指すことに努めている。

観点10-1-1-3に関して：大学設置基準で求められる教員数30名に対して半数以上（19名）が教授である。また、教授：准教授：講師：助教の比率は、19：11：4：6である。（教授＋准教授）、（講師＋助教）の比率は30：10であり（基礎資料8、9）、教授・准教授の数が多く、教育研究の指導が問題なく実施できる構成となっている。教員の構成比率は適正であり、本観点は満たされている。



**【基準 10-1-2】**

専門分野について、教育上および研究上の優れた実績を有する者、あるいは優れた知識・経験および高度の技術・技能を有する者のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関する教育上の指導能力と高い見識があると認められる者が、専任教員として配置されていること。

【観点 10-1-2-1】 専門分野について、教育上および研究上の優れた実績を有する者が配置されていること。

【観点 10-1-2-2】 専門分野について、優れた知識・経験および高度の技術・技能を有する者が配置されていること。

【観点 10-1-2-3】 専任教員として、担当する専門分野に関する教育上の指導能力と高い見識があると認められる者が配置されていること。

**[現状]**

観点10-1-2-1と観点10-1-2-2に関して：各専任教員の教育研究活動の業績は、基礎資料15（実務家教員については実務経験も記載）に記されており、学術論文も毎年のように発表し、専門の複数の学会に発表している。平成26年度の実績では、全教員の学術論文の平均2.4報/年、学会発表は平均2.2回/年であった（根拠資料：崇城大学紀要 第40巻、基礎資料15）。専門分野について教育上および研究上の優れた実績、経験を有するものが配置されていることがわかる。さらに、薬学部専任教員の研究及び教育実績は、崇城大学研究業績データベース（根拠資料10-1-2-①：崇城大学研究業績データベース <http://rsrch.ofc.sojo-u.ac.jp/sjuhp/KgApp>）に記載されており、ホームページから閲覧可能である。従って、本観点は満たされている。

観点10-1-2-3に関して：教員の選考の際は、論文数、教育歴等を考慮した選考基準により（根拠資料10-1-2-②：薬学部担当教員資格審査に関する申し合わせ）、担当分野を勘案し、それに相応しい教員を選考している。たとえば、基礎資料10や基礎資料15に示されているように、基礎系（物理、化学、生物）の各分野は、それぞれ基礎系の物理、化学、生物に相当する分野の教員を、臨床系の分野は、臨床系の教員というように、各専門分野を担当するに相応しい教員が配置されていることがわかる。よって、本観点は満たされている。

**【基準 10-1-3】**

カリキュラムにおいて、専任教員の科目別配置等のバランスが適正であること。

【観点 10-1-3-1】薬学における教育上主要な科目において、専任の教授または准教授が配置されていること。

【観点 10-1-3-2】専任教員の年齢構成に著しい偏りが無いこと。

**[現状]**

観点10-1-3-1に関して：基礎資料10及びシラバスからわかるように、専門必修科目89科目162単位中、83科目155単位は、教授・准教授が担当している。つまり、ほとんどの科目は教授、准教授が担当していることになる。従って、本観点は満たされている。

観点10-1-3-2に関して：専任教員の年齢構成は、70歳代1名、60歳代5名、50歳代11名、40歳代14名、30歳代9名であり、平均年齢は47.6歳（教授・准教授の平均年齢51.6歳、講師・助教の平均年齢35.5歳）である（基礎資料9、10）。本学の定年は65歳であるが、他大学等を定年後に再雇用される場合は68歳を上限として設定できる。また、学園が学部学科の運営等において必要と認める場合は、理事会の承認を経て、さらに再雇用または定年延長を行うことができる。70歳代の1名及び60歳代の1名は、本学において教育研究及び地域社会においてその貢献が顕著であったことから、当該規定により雇用されている。なお、この2名を除外しても本学科の大学設置基準上の専任教員数である30名を上回っている。このように、通常の定年規定を超えて雇用されている専任教員が在職しているが、年齢構成に著しい偏りはなく、本観点は満たされている。

**【基準 10-1-4】**

教員の採用および昇任が、適切に実施されていること。

【観点 10-1-4-1】 教員の採用および昇任に関する適切な規程が整備されていること。

【観点 10-1-4-2】 教員の採用および昇任においては、規程に基づき、研究業績のみに偏ることなく、教育上の指導能力等が十分に反映された選考が行われていること。

**[現状]**

観点10-1-4-1に関して：本薬学部では、教員の採用及び昇任について「崇城大学薬学部教員選考教授会細則」（根拠資料10-1-4-①）、「崇城大学薬学部教員選考基準内規」（根拠資料10-1-4-②）、「薬学部担当教員資格審査に関する申し合わせ」（根拠資料10-1-4-③）を規定、整備しており、観点は満たされている。

観点10-1-4-2に関して：教員の採用及び昇任においては、研究業績のみに偏ることなく、教育上の指導能力等が十分に反映された選考が実施されるように、「崇城大学薬学部教員選考基準内規」の第3条（教授の資格）第3項において、研究業績以外に「専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者」、同第4条（准教授の資格）第2項において、研究業績以外に「専攻分野について、優れた知識及び経験を有すると認められる者」、同第5条（講師の資格）第2項において、研究業績以外に「その他特殊な専攻分野について、教育研究上の能力を有すると認められる者」と規定されている。また、「薬学部担当教員資格審査に関する申し合わせ」の第2条（選考教授会の設置）において、「薬学部教員の資格審査は、学部長が召集する教員選考教授会で行なう」と規定されている。同第4条（資格審査の基準）第5項の報文数の算定基準においては、一般的な報文以外に「教科書などの研究業績や教育業績も参考にすることができる」と「研究教育上の優れた知識や経験を業績として評価することができる」と明記されている。なお、既に選考教授会の設置を経て教員を採用した実績があり（根拠資料10-1-4-④：選考教授会議事録）、教員の採用及び昇任に関して教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備され、機能しており、本観点は満たされている。

## (10-2) 教育研究活動

### 【基準 10-2-1】

教育研究上の目的に沿った教育研究活動が行われていること。

【観点 10-2-1-1】 教員は、教育および研究能力の維持・向上に取り組んでいること。

【観点 10-2-1-2】 教員は、教育目標を達成するための基礎となる研究活動を行っていること。

【観点 10-2-1-3】 教員の活動が、最近5年間における教育研究上の業績等で示され、開示されていること。

【観点 10-2-1-4】 薬剤師としての実務の経験を有する専任教員が、常に新しい医療に対応するために研鑽できる体制・制度の整備に努めていること。

### [現状]

観点10-2-1-1および観点10-2-1-2に関して：本薬学部では、教育と研究能力の両者をバランスよく維持・向上できるシステムを構築して活動している。教育研究上の目標である臨床能力に優れた薬剤師の養成を目指した教育指導の実施はもとより、学術論文の公表や学会等における研究発表など、研究活動についても活発に取り組んでいる(根拠資料：崇城大学紀要 第40巻)。平成26年度においては、公表論文54報、研究発表149件と、活発な研究活動が行われている(根拠資料：崇城大学紀要 第40巻)。また、平成23年に西日本で初のDDS (Drug Delivery System) 研究所が新設され、“Made in Sojo University 夢の次世代型DDS製剤の開発”を目指した研究活動も展開している。

観点10-2-1-3に関して：教員の過去5年間の研究業績は、これまでは研究総覧で毎年更新しており、本年度からは大学の研究業績データベースとしてホームページに掲載している(根拠資料10-2-1-①：崇城大学研究業績データベース <http://rsrch.ofc.sojo-u.ac.jp/sjuhp/KgApp>)。従って、本観点は満たされている。

観点10-2-1-4に関して：体制・制度としては不十分であるが、教員によっては、薬剤師会主催の学術研修会に精力的に参加して、最新の知見を収集し、その成果を研究活動に反映させている。

(本学独自)「薬学以外の異分野融合を推進し、研究分野の新規開拓、研究力の向上に努めていること」に関して：本学他学部と定期的に不思議探求SOJOセミナー(根拠資料10-2-1-②：平成26年度不思議SOJOセミナー日程表)を開催し、若手・中堅教員が中心となって研究力の向上、異分野融合による学内共同研究の推進を目指した活動を行っている。本観点は、本学薬学部独自の観点であり、優れた点である。

**【基準 10-2-2】**

教育研究上の目的に沿った研究活動が行えるよう、研究環境が整備されていること。

【観点 10-2-2-1】 研究室が適切に整備されていること。

【観点 10-2-2-2】 研究費が適切に配分されていること。

【観点 10-2-2-3】 研究時間を確保するために、教員の授業担当時間数が適正な範囲内となるよう努めていること。

【観点 10-2-2-4】 外部資金を獲得するための体制が整備されていることが望ましい。

**[現状]**

観点10-2-2-1に関して：本学では、薬学部専任教員に対して個人研究室（39.15 m<sup>2</sup>）が確保されている（根拠資料10-2-2-①：学生便覧 pp.297-301）。原則的に、教授に対しては1室あたり1名、准教授・講師・助教・助手に対しては1室あたり2名が割り当てられており、さらに、各研究室には実験室（85.5 m<sup>2</sup>）が設置され、教員ならびに卒業研究生（2学年平均配属数16名）の研究活動に利用されている。その他、共通実験室（3室：各85.5 m<sup>2</sup>）、NMR室、培養実験室、機器分析室（2室）、RI実験室、低温室、生薬標本室が本学部棟内に、動物飼育・実験施設である生物科学研究棟が薬学部棟に隣接して配備されている（根拠資料10-2-2-①：学生便覧 pp.297-301）。以上の点から、研究室を含めた研究環境は整備されており、本観点は満たされている。

観点10-2-2-2に関して：本学では、1) 卒業研究生の教育および研究のための「卒業研究指導費」が配分されている。これらは、各研究室に配属されている卒業研究生の数に応じて配分額が決定されている。また、各教員に対する教育・研究予算として「個人配布予算」が配分されているが、これは、基礎額にポイント換算額（設定項目に該当するポイントに基づく額）を加算して決定される（根拠資料10-2-2-②：研究室別予算配分票）。これらの配分額設定基準は明確である。さらに、2) 教育・研究に関する自己申請に対して審査を行い、採択後予算額を決定する「教育・研究重点配分予算」「特定研究予算」が導入されているが、この採択基準はあまり明確でなく、必ずしも適切な予算配分が行われているとは言えない。さらに、配分される一研究室あたりの配分額は十分とはいえない。

観点10-2-2-3に関して：本学における専任教員の授業時間数は「崇城大学 授業担当時間に関する内規」によって定められている（根拠資料10-2-2-③：崇城大学 授業担当時間に関する内規）。この内規では、教授・准教授・講師の授業担当時間が「1週12時間を基準とし、2倍（24時間）を超えないことを原則とする」と定められており、その範囲内で行われている。教授・准教授の平均は、1週4.7時間、講師・助教のそれは、3.3時間であった。担当時間の最大は11週8.6時間（教

授)、最小は 1.2 時間 (講師) と幅があるが、職位を考慮すると、特に問題はないものとする。よって本観点は満たされている。

観点 10-2-2-4 に関して：本学では、地域共創センターが窓口となり、科学研究費補助金、公的機関の研究費・競争的資金、産学連携等の外部資金の獲得を支援している (根拠資料 10-2-2-④：崇城大学地域共創センターホームページ <http://www.sojo-kyoso.com>)。例えば、本学部の平成 26 年度における科学研究費補助金獲得状況は、基盤研究 B：1 件、基盤研究 C：9 件、挑戦的萌芽研究：1 件、若手研究 B：5 件であった (根拠資料 10-2-2-⑤：科学研究費取得実績 [http://www.sojo-kyoso.com/researcher\\_adoption/pdf/adoption\\_h26.pdf](http://www.sojo-kyoso.com/researcher_adoption/pdf/adoption_h26.pdf))。従って、本観点は満たされている。

【基準 10-2-3】

教員の教育研究能力の向上を図るための組織的な取組み（ファカルティ・デベロップメント）が適切に行われていること。

【観点 10-2-3-1】 教員の教育研究能力の向上を図るための組織・体制が整備されていること。

【観点 10-2-3-2】 教員の教育研究能力の向上を図るための取組みが適切に実施されていること。

【観点 10-2-3-3】 授業評価アンケートなどを通じて、授業の改善に努めていること。

[現状]

観点10-2-3-1に関して：全学の取組みとして、教育研究活動向上のためのファカルティ・ディベロップメント（FD）委員会を設置し、学生による授業アンケート、FD講演会の開催、授業公開などの活動を行っている。選出されたFD委員2名が薬学FD活動の中心となるとともに、全学FD委員会の活動へ参画することで、他学部との情報交換を行っている（根拠資料10-2-3-①：FD委員会議事録）。よって、本観点は満たされている。

観点10-2-3-2に関して：教員の教育研究能力の向上を図る目的で、全学的に以下の様な取組みを行っている。

- 1) 毎年様々なテーマをFD委員会が設定し実施している。本年度は外部講師を招き、『初年次適応を目的としたクラスチームビルディング』および『アクティブ・ラーニング』をテーマに講演会・研修会を開催した

第1回FD講演会・研修会(開催日：9月18日)

講演会：「大学生活への意欲が高まるクラスチームビルディング」

研修会：「クラスチームビルディング」

講師：本田貴継（株式会社ラーニングバリュー）

（根拠資料10-2-3-②：第1回FD講演会・研修会開催概要案内）

第2回FD講演会・研修会(開催日：3月6日)

講演会：主体的な学びを促し理解を深める「反転授業」

～専門導入科目・基礎化学での実践とその応用～

講師：滝澤昇（岡山理科大学工学部教授）

研修会：「アクティブ・ラーニング in SOJO（事例発表会）」

（根拠資料10-2-3-③：第2回FD講演会・研修会開催概要案内）

- 2) 九州地域大学教育改善FD・SDネットワーク（Q-Links）主催イベント『Q-Conference2014』が崇城大学にて開催（12月6日）され、薬学部からは主体的な学びをテーマにした4題のポスター発表を行った（根拠資料10-2-3-④：『Q-Conference2014』開催案内）。

- 3) 改訂モデル・コアカリキュラムの周知を図る目的で、薬学部全教員を対象としたFDを開催(11月21日)した（根拠資料10-2-3-⑤：薬学部第1回FD講演会開催通知）。



- 4) 授業参観：教授法や授業運営について教員が相互に学び合い、教育力を向上させることを目的に授業参観が行える体制を整えている。参観者にはFD委員への報告書の提出を義務づけ、被参観者へのフィードバックも行っている。参観回数はFD委員が集計したうえ、全教員に配信している。平成26年度の薬学部での実施実績は、参観回数（のべ）27回であった（根拠資料10-2-3-⑥：授業参観実績）。また授業アンケートをもとに選考されるベストティーチング賞の受賞教員による公開授業を開催し、教員の積極的な参観を促している（根拠資料10-2-3-⑦：授業公開について、根拠資料10-2-3-⑧：授業アンケート集計結果）。
- 5) 不思議探求SOJOセミナー：若手教員の研究力アップと異分野融合を念頭に置いた学内共同研究を進める目的で、全学部を対象にセミナーを開催した（平成26年度は11回）（根拠資料10-2-3-⑨：平成26年度不思議SOJOセミナー日程表）。表彰制度を設け、若手教員のモチベーションアップを図っている。

以上の様な取り組みを行っており、本観点は満たされている。

観点10-2-3-3に関して：実習を除く全ての科目を対象に、学生による授業アンケートを実施し（上記4）参照）、半期毎の集計結果を教員ポータルサイト上で公開している。各教員は、アンケート結果のフィードバックを受けて、授業改善を行うよう努めている。従って、本観点は概ね満たされている。



### (10-3) 職員組織

#### 【基準 10-3-1】

教育研究活動の実施を支援するため、職員の配置が学部・学科の設置形態および規模に応じて適切であること。

【観点 10-3-1-1】教育研究活動の実施支援に必要な資質および能力を有する職員が適切に配置されていること。

【観点 10-3-1-2】教育上および研究上の職務を補助するため、必要な資質および能力を有する補助者が適切に配置されていることが望ましい。

【観点 10-3-1-3】教員と職員が連携して資質向上を図っていることが望ましい。

#### [現状]

観点10-3-1-1に関して:本学では職員は業務内容により事務系と技術系に分けられており、それぞれの職務内容は「事務分掌規程」に定められ、多様化する教育研究活動に対する支援活動が行われている(根拠資料10-3-1-①:事務分掌規程)。なお、薬学部キャンパスは、本学事務系部署が入る本館からは徒歩で20分程度離れているため、庶務課学部支援係より派遣された2名の職員が薬学部棟に常駐している。現在、この2名の事務職員で学部学生の諸手続き、薬学部教員の業務補助、保護者を含めた学外者への対応、電話対応などを一手に引き受けざるを得ない状況にあり多忙を極めている。従って、薬学部棟の事務職員の人員数については増員が望まれるところであり、十分に観点を満たしているとは言い難い。

観点10-3-1-2に関して:薬用植物園では補助者(1名)が配置され(基礎資料8)、薬用植物園の維持・管理が行われている。しかし、生物科学研究棟での動物飼育や定期的な保守管理が必要である核磁気共鳴装置や質量分析計などの共通実験機器は教員が分担して管理運営を行っており、教員への大きな負担となっている。効率的な研究遂行のためには機器管理の補助者配置が望まれ、十分に観点を満たしているとは言い難い。

観点10-3-1-3に関して:教員と職員が共にFD講演会やQカンファレンス(根拠資料10-3-1-②:第1回FD講演会・研修会開催概要案内、根拠資料10-3-1-③:第2回FD講演会・研修会開催概要案内、根拠資料10-3-1-④:『Q-Conference2014』開催案内)に出席して、資質向上を図っている。しかしながら、連携は必ずしもとれていない。従って、本観点は十分に満たされているとは言い難い。

## 『教員組織・職員組織』

### 10 教員組織・職員組織

#### [点検・評価]

本項目の基準は、概ね満たされている。特記事項は以下のとおりである。

- ・専任教員数については、大学設置基準の専任教員数を上回る教員を配置している。しかし、収容定員から計算した教員1名あたりの学生数は18名であり、評価機構の基準による望ましい教員数（教員1名に対し学生10名）には達していない。また、学生への事務対応や教育設備の整備などを担う職員数（事務体制・組織）は不足している。【基準10-1-1】
- ・教員の採用及び昇任審査は、「薬学部教員選考基準内規」等によって定められ、職位ごとの条件に準じて実施されている。研究業績のみに偏ることなく、教育上の指導能力を適切に評価するための体制が整備され、機能している。【基準10-1-2】
- ・教員の教育研究能力の維持・向上については、学術論文の公表や学会等における研究発表などを通じて活発に取り組んでいる。また平成22年度開設したDDS (Drug Delivery System) 研究所所属の教員と協力して鋭意研究活動に取り組んでいる。本学教員の研究活動は、毎年定期的に編纂される「崇城大学紀要」と「研究業績データベース」としてまとめ、冊子体やホームページで公開している。さらには、本学独自の取り組みとして「不思議探求 SOJO セミナー」を開催し、若手・中堅教員が中心となり、研究力の向上、異分野融合による学内共同研究の推進を目指した活動を行い、研鑽を積んでいる。【基準10-2-1】
- ・研究費については、明確な基準に基づいて「個人配布予算」が配分されているが、一研究室あたりの額は十分とは言えない。また、学内競争的資金制度である「教育・研究重点配分予算」と「特定研究予算」が導入されているが、これらの採択基準はあまり明確ではない。【基準10-2-2】
- ・教員の教育能力の向上を図る組織的な取り組みについては、全学的組織である「FD委員会」を中心に講演会や研修会が行われている。学生による授業アンケートや教員による授業参観を通じて、教員の教育能力向上を図る活動を行っている。【基準10-2-3】

#### [改善計画]

- ・学生への事務対応や教育設備の整備などを担う職員の増員（事務体制・組織の強化）、研究費の増額について大学事務局と協議する。

## 『学習環境』

### 1 1 学習環境

#### 【基準 1 1-1】

教育研究上の目的に沿った教育を実施するための施設・設備が整備されていること。

【観点 1 1-1-1】効果的教育を行う観点から、教室の規模と数が適正であること。なお、参加型学習のための少人数教育ができる教室が確保されていることが望ましい。

【観点 1 1-1-2】実習・演習を行うための施設（実験実習室、情報処理演習室、動物実験施設、RI教育研究施設、薬用植物園など）の規模と設備が適切であること。

【観点 1 1-1-3】実務実習モデル・コアカリキュラムに準拠した実務実習事前学習を実施するため、適切な規模の施設（模擬薬局・模擬病室等）・設備が整備されていること。

【観点 1 1-1-4】卒業研究の内容に相応しい施設・設備が適切に整備されていること。

#### [現状]

観点1 1-1-1に関して：各学年約120～160人の学生に対して、本学薬学部棟には、2階から4階の各階に2室ずつ、合計6室の大講義室があるほか、77席を設置した中講義室が1室ある。また、薬学部棟に隣接するDDS研究棟4階には270席を設置した大会議室が1室、同じく隣接する共通講義棟の1階には156席を設置した共通講義棟大講義室が1室ある。更に、共通講義棟の2階小講義室、および大学の購買店の2階には、それぞれ自習室を1室ずつ設けている（基礎資料1 2）。このように、全学生数に対する規模と数はなんとか足りているものの余裕はない。また、少人数教育に適した教室は著しく不足している。

観点1 1-1-2に関して：基礎資料1 2にあるように、実習室は4室あり、8人掛け机と椅子が各室に72名分用意されている。いずれも室内照明、温度管理システム、防音設備、音響設備と映像設備が整っており、実習に支障はない。コンピューター演習室は150台のコンピュータ、並びに同数の座席が設置されている。動物実験施設としては、生物科学研究棟があるが手狭になりつつある。薬用植物園は、十分なスペースが確保され、学生の教育・実習・卒業研究のみならず、一般市民に対する啓発活動にも広く活用されている。RI教育研究施設も設置基準を満たし、十分な広さと設備がある。従って、本観点は概ね満たされている。

観点1 1-1-3に関して：本学薬学部では、実務実習事前モデルコアカリキュラムに準拠した演習及び実習は、5～6のグループ（～20名／グループ）に分けて項目毎に行っている。基礎資料1 2にあるように、模擬薬局と模擬病室等を含めた薬局実習室の収容可能な人員は60名であり、40名（2グループ）の実習には十分対応できる。従って、本観点は満たされている。

観点1 1-1-1-4に関して：本薬学部の5年生と6年生は、研究室に配属されて卒業研究を行っている。各研究室には、実験室とゼミ室が備えられている（基礎資料1 2）。基礎資料1 2にあるように、それらの収容人数は、実験室が267名、ゼミ室256名であるのに対し、利用学生は243名であり、なんとか収容できているものの余裕があるとはいえない。一方、研究に必要な設備・機器等については、共用実験室（NMR室、機器分析室、培養実験室、RI実験室、生物科学研究棟、低温室、薬用植物園、共通実験室）、および実験機器（フローサイトメトリーシステム、X線解析装置、DNA解析装置、共焦点レーザー顕微鏡、FT-NMR装置など）が備え付けられており、広く利用されている。さらに、必要に応じて、崇城大学内の他学部の設備（例：マトリックス支援レーザー脱離イオン化質量分析計、走査型電子顕微鏡、透過型分析電子顕微鏡システム、アミノ酸配列解析装置など）を利用することもできる。従って、本観点は満たされている。

【基準 1 1-2】

適切な規模の図書室・資料閲覧室や自習室が整備され、教育研究上の目的に沿った教育研究活動に必要な図書および学習資料などが適切に整備されていること。

【観点 1 1-2-1】適切な規模の図書室・資料閲覧室が整備されていること。

【観点 1 1-2-2】教育研究上の目的に沿った教育研究活動に必要な図書および学習資料（電子ジャーナル等）などが適切に整備されていること。

【観点 1 1-2-3】適切な規模の自習室が整備されていることが望ましい。

【観点 1 1-2-4】図書室・資料閲覧室および自習室の利用時間が適切に設定されていることが望ましい。

[現状]

観点 1 1-2-1 に関して：地上 6 階建て 6,777 m<sup>2</sup>、座席数 374 席の図書館が本学キャンパスにあるほか、薬学部内にも座席数 59 席の薬学部図書室がある（基礎資料 1 3）。従って、本観点は満たされている。

観点 1 1-2-2 に関して：本学図書館に約 20 万冊の蔵書があるほか（基礎資料 1 4）、電子ジャーナルの整備も進みつつある（本学の電子ジャーナルの代表的なもの：Springer 1,700 誌；Elsevier 1,280 誌；WILEY・BLACKWELL 757 誌；Oxford University Press 222 誌；American Chemical Society 40 誌；Royal Society of Chemistry 41 誌等）。本学薬学部の教員が利用する雑誌、蔵書を網羅しておらず、本観点は、十分に満たされているわけではない。

観点 1 1-2-3 に関して：本学薬学部では自習室として、図書室（59 名）の他、情報処理室（150 名）や各階のオープンスペースに机・椅子を設けて（約 50 名分）を自習スペースとしている。さらに、別棟（60 名分）の自習室がある他、使用していない講義室も自習室として開放している。また、研究室配属後の 5、6 年生に対し、ゼミ室（16 室）が設置されている（根拠資料 1 1-2-①：学生便覧 pp.297-301）。全学年の学生に対する自習スペースとしては十分ではないし、区切られた自習室も少ない。

観点 1 1-2-4 に関して：本学図書館は、通常平日は、8：30～21：00 まで、土曜日は 10：30～18：00（定期試験期間中は日曜日でも開館 9：00～17：00）、また、春、夏、冬季休業期間は、8：30～18：30 まで利用可能である（根拠資料 1 1-2-②：崇城大学図書館ホームページ <http://www.lib.sojo-u.ac.jp/riyo/>）ほか、薬学部の自習室については、23：30 まで（警備員巡回終了まで）利用可能である。従って、本観点は満たされている

## 『学習環境』

### 1 1 学習環境

#### [点検・評価]

本項目の基準は、概ね満たされている。特記事項は以下のとおりである。

- ・ 教室や実習室の規模や数については、通常の授業に使用される大講義室はなんとか充足しているものの余裕はない。また、少人数教育に適したスペースについては著しく不足しており、今後の拡充が必須である。【基準 1 1-1】
- ・ 研究遂行のための設備については、必要な機器はほぼ整備されており、また、全学的に共通で使用できるものもあり、概ね充実していると思われる。特に、薬用植物園については、十分なスペースが確保され、市民に向けた啓発活動に使用されるなど内容も極めて充実しており、本学部の特徴的な点といえる。【基準 1 1-1】
- ・ 自習室については、学生数を考慮すると、かなり不足しており、今後の拡充が必要である。【基準 1 1-2】

#### [改善計画]

- ・ 教室に関しては、少人数教育に適した教室及び自習室が著しく不足しており、卒業研究を行うゼミ室や実験室もぎりぎりでも余裕がない。それらの早急の増設および整備を大学事務局に働きかけていく。

## 『外部対応』

### 1 2 社会との連携

#### 【基準 1 2-1】

教育研究活動を通じて、医療・薬学の発展および薬剤師の資質向上に貢献するよう努めていること。

【観点 1 2-1-1】医療界や産業界と連携し、医療および薬学の発展に努めていること。

【観点 1 2-1-2】地域の薬剤師会、病院薬剤師会、医師会などの関係団体および行政機関との連携を図り、薬学の発展に貢献するよう努めていること。

【観点 1 2-1-3】薬剤師の資質向上を図るために卒後研修など生涯学習プログラムの提供に努めていること。

【観点 1 2-1-4】地域住民に対する公開講座を開催するよう努めていること。

【観点 1 2-1-5】地域における保健衛生の保持・向上につながる支援活動などを積極的に行っていることが望ましい。

#### [現状]

観点 1 2-1-1 に関して：表 1 2-1-A に示すように、医療界や産業界と連携して様々な研究を推進している。よって、本観点は満たされている。

表 1 2-1-A：平成26年度共同研究実績

研究室 (本学部)	共同研究先	実施期間	研究テーマ
薬化学	熊本大学医学部 満屋裕明教授・日本薬科大学原口一広教授	平成26年4月～平成27年3月	B型肝炎ウイルス感染症に対する新規の治療薬の研究・開発
製剤学	熊本大学大学院生命科学研究部薬剤情報分析学分野	平成26年4月～平成27年3月	アセトアミノフェン誘発肝障害に対する水酸化フラールエンの治療効果
製剤学	日本食品化工(株)	平成26年4月～平成27年3月	慢性腎不全モデルラットにおける2-ヒドロキシプロピル-β-シクロデキストリンの腎保護効果
製剤学	島根大学大学院化学・生物応用工学専攻	平成26年4月～平成27年3月	キチン・キトサンナノファイバーの医薬への応用
微生物学	福岡大学薬学部医薬品化学教室	平成26年4月～平成27年3月	抗ヘルペス活性を有するトリアジン誘導体の合成
微生物学	東海大学農学部	平成26年4月～平成27年3月	抗ウイルス活性を有する生薬成分の探索

生薬学	慶応義塾大学 薬学部 分析科学講座	平成26年4月 ～平成27年3月	ヒートショックプロテイン (HSP-70) 産生を誘導する生薬エキスに含まれる有効成分に関する研究
生薬学	熊本大学大学院生命科学部 細胞病理分野	平成26年4月 ～平成27年3月	マクロファージの分化に影響する天然化合物の探索研究
生化学	鹿児島県保健福祉部 薬務課	平成26年4月 ～平成27年3月	ハブ毒免疫機序応用研究
生化学	九州大学生体防御医学研究所トランスオミクス医学研究センターゲノミクス分野	平成26年4月 ～平成27年3月	毒蛇ハブの次世代シーケンサーによるオミクス解析
医療薬剤学	くまもと森都総合病院 薬剤部	平成26年4月 ～平成27年3月	酢酸軟膏の安定性評価
医療薬剤学	熊本赤十字病院薬剤部	平成26年4月 ～平成27年3月	中毒薬モニタリングシステムの構築
医療薬剤学	株式会社 西本真生堂	平成26年4月 ～平成27年3月	OTC薬の服用感に関する消費者アンケート調査
薬物治療学	京都大学 iPS 細胞研究所 臨床応用研究部門	平成26年8月 ～平成27年3月	筋形質転換を行った培養線維芽細胞の筋再生治療への応用
分子薬効解析学	熊本大学大学院生命科学部 (保健学系) 医用理工学分野・構造機能解析学分野	平成26年4月 ～平成27年3月	アルツハイマー病画像診断を目指したMRIを用いた老人斑検出法の研究
分子薬効解析学	熊本大学大学院生命科学部 (薬学系) 薬学生化学分野	平成26年4月 ～平成27年3月	レチノイン酸誘導体を用いたアルツハイマー病治療法の開発
薬物動態学	熊本大学薬学部 丸山徹教授	平成26年4月 ～平成27年3月	アルブミンの DDS への応用
薬物動態学	熊本大学薬学部 森岡弘志教授	平成26年4月 ～平成27年3月	高機能アルブミンの分子設計
薬物動態学	熊本大学医学部 満屋裕明教授	平成26年4月 ～平成27年3月	B 型肝炎ウイルス感染症に対する新規の治療薬の研究・開発
薬物動態学	奈良県立医科大学 医学部 酒井宏水教授	平成26年4月 ～平成27年3月	人工赤血球 (ヘモグロビン小胞体) 製剤の実用化を目指す研究

観点12-1-2に関して：本学薬学部教員が、熊本市及び熊本県薬剤師会理事や各種委員をつとめるなどして地域の薬剤師会と連携をとり、薬学の発展に貢献するよう



努めている。また、熊本市内 8 医療施設と教員が連携して一部の学生（のべ106 名）の自主的な臨床診療研修をサポートする体制（S-CART）も整えている（根拠資料：1 2-1-①：学生による臨床診療研修記録（名簿））。従って、本観点は満たされている。

観点 1 2-1-3 に関して：鹿児島県薬剤師会主催の一次救命処置法講習会・フィジカルアセスメント実習（平成 26 年 7 月 13 日）（根拠資料 1 2-1-②：鹿児島県薬剤師会講習会案内）及び、熊本県薬剤師会主催のフィジカルアセスメント講習会（平成 27 年 2 月 15 日）（根拠資料 1 2-1-③：熊本県薬剤師会主催のフィジカルアセスメント講習会案内）のそれぞれに、本学教員が派遣され、講師をつとめた。さらに、第 4 回薬学部卒後研修会（臨床薬学研修センター主催：平成 27 年 2 月 14 日）（根拠資料 1 2-1-④：第 4 回薬学部卒後研修会報告）が開催された。従って、本観点は十分に満たされている。

観点 1 2-1-4 に関して：表 1 2-1-B のように、本学薬学部教員と共に、学生も参加協力して、地域住民（教員も含む）を対象とした薬草観察会等を行っている（平成 26 年 6 月 15 日、第 7 回植物観察会 崇城大学薬学部薬草園および周辺の植物観察）。その他、薬草の勉強会（熊本県玉名および阿蘇地区、徳島県勝浦郡上勝町、宮崎県都城市、広島県三原市、奈良県宇陀市、大分県杵築市）に複数回本学教員が講師として派遣され、公開講座と薬草指導を行っている。従って、本観点は満たされている。

表 1 2-1-B：平成 26 年度地域住民に対する公開講座一覧

日時	事柄
平成 26 年 4 月 21 日	薬草を生かした地域づくり 講演（広島県三原市）
平成 26 年 5 月 25 日	薬草を訪ねて 講演（宮崎県都城市）
平成 26 年 5 月 31 日、 6 月 1 日	全国薬草サミット・シンポジウム 講演（岐阜県飛騨市）
平成 26 年 6 月 15 日	第 7 回植物観察会 崇城大学薬学部薬草園および周辺の植物観察（本学薬学部）
平成 26 年 6 月 19 日	農村改良センター 講演（阿蘇内牧）
平成 26 年 7 月 6 日	徳島千年の森セミナー 講演（徳島県上勝町）
平成 26 年 7 月 19 日	薬草活用後援会 講演（奈良県宇陀市）
平成 26 年 9 月 21 日	草枕温泉薬草フォーラム 講演（熊本県玉名市）
平成 26 年 10 月 5 日	宮崎県立図書館研修室 講演（宮崎県宮崎市）
平成 26 年 10 月 18 日	大分県農業文化公園 講演（大分県杵築市）

観点 1 2-1-5 に関して：本薬学部には、熊本禁煙推進フォーラム会員として活動し、地域と連携しながら禁煙運動を推進している教員がいる（根拠資料 1 2-1-

⑤：熊本禁煙推進フォーラム会員 ホームページ

<http://square.umin.ac.jp/nosmoke/disclosure/intro.pdf>)。更に、一部の教員は、本学薬学生による救急蘇生の啓発サークル (SERVE) や、RUBAN (日本がん予防協会学生サポーター) の活動を全面的に支援しており、次のような地域への支援活動を行っている。熊本市の市民マラソン大会 (平成 27 年 2 月 15 日) では、SERVE の学生が中心になった計 27 名の学生が、ボランティア AED 隊として参加し、ランナーの急変に備えた医療支援活動を行った (根拠資料 1 2-1-⑥：RUBAN (がん予防協会学生サポーター) 参加者名簿)。また、RUBAN は、2 回のがん撲滅に関する講習会に携わった (根拠資料 1 2-1-⑦：子宮がん及び大腸がん撲滅集会の案内)。さらに、地域住民の安心・安全に貢献する薬学部生 42 名が熊本市消防局より辞令を受けた (根拠資料 1 2-1-⑧：防災サポーター名簿一覧)。これは、熊本市が大規模災害の発生に備えて機能別消防団 (防災サポーター) を発足し、市内の大学に通う大学生に参加を呼びかけ、それに応じたものである。防災サポーターは災害発生時に消防署員の指揮下のもと、避難所において被災者の救護、救援物資の管理、外国人への通訳などの活動を行う組織である。このように、本観点は十分に満たされている。

**【基準 12-2】**

**教育研究活動を通じて、医療・薬学における国際交流の活性化に努めていること。**

【観点 12-2-1】英文によるホームページなどを作成し、世界へ情報を発信するよう努めていること。

【観点 12-2-2】大学間協定などの措置を積極的に講じ、国際交流の活性化のための活動が行われていることが望ましい。

【観点 12-2-3】留学生の受入や教職員・学生の海外研修等を行う体制が整備されていることが望ましい。

**[現状]**

観点12-2-1に関して：本薬学部で開設している英文ホームページ（根拠資料12-2-①：薬学部英文ホームページ <http://www.ph.sojo-u.ac.jp/english/>）において、学部及び研究室の情報を発信している。従って、本観点は満たされている。

観点12-2-2に関して：現在、薬学部関連の交流協定校としては、スエズキャナル大学（エジプト）、ハルピン医科大学（中国）、インカーネイトワード大学（アメリカ合衆国）、オレゴン州立大学薬学部（アメリカ合衆国）と香港大学薬学部（中国）の5校と協定を締結している（根拠資料12-2-②：崇城大学国際交流課海外協定校一覧）。交流の実績としては、平成25年夏には薬学部の学生1名、平成26年の夏には2名が協定校であるアメリカオレゴン州立大学で約1ヶ月英語を学び（根拠資料12-2-③：オレゴン州立大学海外研修参加者名簿）、さらに、平成26年3月には1名の学生が、また平成27年3月には2名の薬学生がそれぞれ約1ヶ月香港大学薬学部で研究を体験していることがあげられる（根拠資料12-2-④：香港大学薬学部研修に関する資料）。従って、本観点は満たされている。

観点12-2-3に関して：留学生の受入については、大学としては国際交流課があり、薬学部にも2名の委員が関わっている。既に平成24年6月11日～7月27日および平成26年6月9日～7月11日まで、香港大学薬学部の学生をそれぞれの期間2名を受け入れ研究指導した実績があり、体制は整備されている。教職員の海外研修の体制についても、大学としては整備されている（根拠資料12-2-⑤：教職員海外研修規定）。さらに、表12-2に示すように、毎年一定数の海外からの訪問研究員の受入をしている実績があり、医療薬学における国際交流の活性化のための体制は整っている。従って、本観点は十分に満たされている。

表12-2 海外からの訪問研究員受入数の推移

年度(平成)	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年
受入数	3	9	7	3	4	4	1	1	2

## 『外部対応』

### 1 2 社会との連携

#### [点検・評価]

本項目の各基準は、満たされている。特記事項は次のとおりである。

- ・本薬学部は、国内外の医療界や産業界、大学と連携して様々な研究を推進している。また、本薬学部教員が、熊本市及び熊本県薬剤師会理事や各種委員をつとめるなどして地域の薬剤師会と連携をとり、薬学の発展に貢献するよう努めているとともに、熊本市内 8 医療施設と教員が連携して学生の自主的な臨床診療研修をサポートする体制も整えている。さらに、本学教員は、鹿児島県および熊本県主催の薬剤師会のフィジカルアセスメント実習で講師をつとめたり、卒後研修会も実施したりしており、教育研究活動を通じて医療・薬学の発展および薬学生、薬剤師の資質向上に取り組んでいる。【基準 1 2-1】
- ・海外 5 つの大学との間で交流協定を締結するとともに、協定校以外の海外大学との共同研究を実施しており、国際交流が活発に行なわれている。【基準 1 2-2】

#### [改善計画]

- ・現時点では、特に改善を立案する項目はないと考えられるが、学部ホームページ（英語版）については、充実を図る予定である。

## 『点検』

### 1.3 自己点検・評価

#### 【基準 1.3-1】

適切な項目に対して自ら点検・評価し、その結果が公表されていること。

【観点 1.3-1-1】自己点検・評価を行う組織が設置されていること。

【観点 1.3-1-2】自己点検・評価を行う組織には、外部委員が含まれていることが望ましい。

【観点 1.3-1-3】自己点検・評価を行うに当たって、適切な項目が設定されていること。

【観点 1.3-1-4】設定した項目に対して自己点検・評価が行われていること。

【観点 1.3-1-5】自己点検・評価の結果がホームページなどで公表されていること。

#### [現状]

観点1.3-1-1に関して:本薬学部には外部委員1名を含めた計9名からなる「薬学部評価委員会」が設置されており、自己点検・評価を統括・実施している(根拠資料1.3-1-①:評価委員会議事録)。評価委員会は月2回程度、また外部委員を含めたものは年2回開催して、自己点検・評価を進めている。よって、本観点は満たされている。

観点1.3-1-2に関して:当該組織に外部委員は1名含まれており、本観点は満たされている(根拠資料1.3-1-②:評価委員会 外部委員委嘱状)。

観点1.3-1-3および観点1.3-1-4に関して:自己点検及び評価は、薬学部評価委員会の統括下、薬学教育評価機構の薬学教育評価ハンドブックに沿って実施している。また、大学独自の項目については、【7-1】、【10-2-1】に各1項目を設定し、点検評価を実施している。よって、本観点は満たされている。

観点1.3-1-5に関して:自己点検・評価の結果は、ホームページ(根拠資料:1.3-1-③:崇城大学薬学部自己点検評価ホームページ <http://www.ph.sojo-u.ac.jp/education/assessment.html>)で公表している。よって本観点は満たされている。

**【基準 13-2】**

自己点検・評価の結果が教育研究活動の改善等に活用されていること。

【観点 13-2-1】自己点検・評価の結果を教育研究活動に反映する体制が整備されていること。

【観点 13-2-2】自己点検・評価の結果が教育研究活動の改善に反映されていること。

**[現状]**

観点13-2-1に関して：自己点検及び評価から得られた情報は、薬学部評価委員会として教授会で改善の提言をしており、各種委員会等に改善の提言をしている。提示内容と改善結果は、(根拠資料 13-2-①：教授会議事要録)に示すとおりである。よって、本観点は満たされている。

観点13-2-2に関して：自己点検・評価を行い、その結果、改善の余地があると思われた項目については、項目に応じて、教授会または各種委員会で協議し、本学薬学部の教育・研究活動の改善を行っている。代表的なものとしては、シラバスの記載事項の統一化として、年度前に教務委員会で案をまとめ、教授会にて説明したこと(根拠資料 13-2-①：教授会議事要録(第116回))、新コアカリキュラムへの対応、ディプロマ・カリキュラムポリシーの改訂(根拠資料 13-2-①：教授会議事要録(第128回))、英文ホームページの整備(根拠資料 13-2-①：教授会議事要録(第127回))などがあげられる。従って、本観点は満たされている。

## 『点検』

### 1 3 自己点検・評価

#### [点検・評価]

本項目の基準は、満たされている。特記事項は、以下のとおりである。

- ・自己点検・評価については、評価委員会が中心になって、薬学教育評価機構のハンドブックに沿った評価を行っている。また、薬学部評価委員会に外部評価委員が含まれており、客観的な評価がなされている。【基準1 3-1】
- ・改善の余地があると思われた項目については、各種委員会及び教授会で協議し、本薬学部の教育研究活動の改善を行っている。【基準1 3-2】

#### [改善計画]

- ・自己点検・評価の結果を教育研究活動に反映する体制は整備されており、本体制のもと改善を進める。